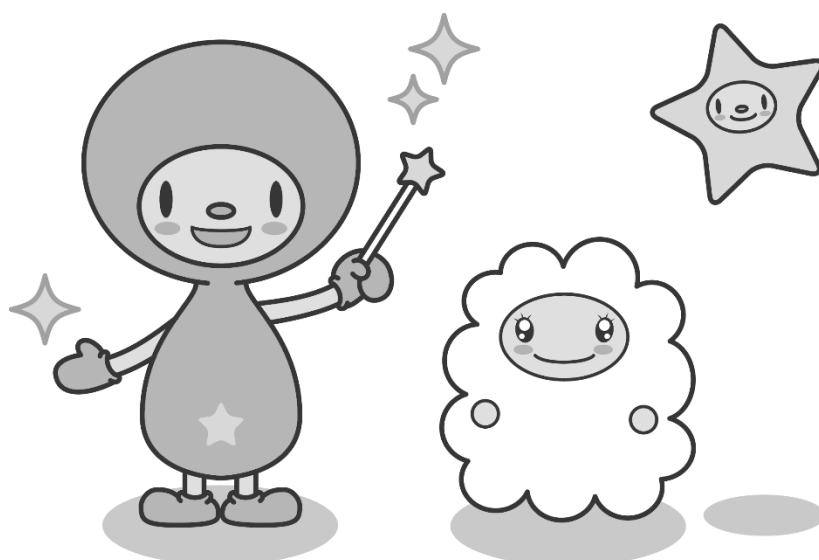


日高市
第2期子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画-第2期:後期計画-

[令和2年度から令和6年度]



きらり

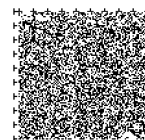
ふわり

ぴかり

日高市子育て応援キャラクター

令和2年3月

日高市



ごあいさつ

近年、少子化・核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化により、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような中、子どもの視点に立ち、子どもが健やかに成長できるよう、子どもの貧困、児童虐待などの問題をはじめ地域における子ども・子育て支援の充実を図る必要が高まっています。



本市では、平成24年の子ども子育て支援関連3法の成立を受け、平成27年3月に第1期となる「子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」を策定し、地域の実情に応じた幼児・教育保育の提供体制の確保や地域の子育て支援に関わる取組を推進してまいりました。

また、平成30年4月には「子育て総合支援センターぬくぬく」を開設し、乳幼児期における親子の交流の場、相談機能の拡充を図ってまいりました。

平成31年5月には、「子ども・子育て支援法」が改正され、令和元年10月から「幼児・教育保育無償化」が実施されるなど更なる少子化対策が進められております。

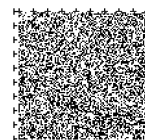
このたび本市において、第1期計画の取組の成果・課題を踏まえ、地域のニーズに沿った更なる子育て支援の充実を図るため、「第2期子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」を策定しました。

本計画は、第1期計画の「子どもが まんなか 子育て応援団ひだか」という基本理念を継承し、妊娠期から子育て期において切れ目ない子育て環境の充実に取り組むなど、次代を担う子どもたちが健やかに育ち輝き、子どもを中心に、すべての人が元気になれるよう子育て支援施策を総合的に推進していくものとなっております。

結びになりますが、計画の策定にあたりましては、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」「市民コメント」等にご協力いただきました市民の皆様、慎重なるご審議の上、貴重なご意見、ご提言をいただきました日高市児童福祉審議会の委員の皆様、心から厚く御礼申し上げます。

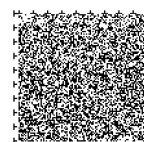
令和2年3月

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

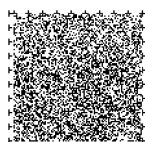


目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の全体像.....	4
4 計画の期間.....	7
5 計画の策定体制.....	7
第2章 子育てをめぐる本市の現状	8
1 統計からみた本市の現状.....	8
2 子育て支援サービスなどの現状.....	13
3 ニーズ調査結果からわかる現状.....	21
4 日高市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況.....	28
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 計画の基本理念.....	29
2 基本的な視点.....	30
3 計画の基本目標.....	31
第4章 計画の体系と計画事業	32
1 計画の体系.....	32
基本目標1 子育て家庭を支援するまち.....	35
基本目標2 子育ても仕事も充実するまち.....	43
基本目標3 子どもが安心して暮らせるまち.....	47
基本目標4 子どもが楽しく遊び、学べるまち.....	55
第5章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	63
1 教育・保育提供区域の設定.....	63
2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策.....	65
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	72



第6章 今後重点的に実施していく子ども・子育て支援に関連する施策の取組	81
1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	81
2 育児休業後の保育施設等の円滑な確保	85
3 児童虐待防止対策の充実	86
4 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	89
5 障がい児施策の充実等	90
6 職業生活と家庭生活との両立の推進	91
7 「新・放課後子ども総合プラン」に関する体制の確保	92
第7章 計画の推進体制と進捗管理	95
1 計画の推進体制	95
2 計画の点検・評価などの進捗管理	95
資料編	96
1 計画策定の経緯	96
2 日高市児童福祉審議会条例及び名簿	98
3 日高市福祉計画検討委員会設置規程	101



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

日本の総人口の減少が大きく取り上げられる中、14歳以下の年少人口の減少が顕著になっています。こうした状況の中、「少子化」、「待機児童」、「子育て家庭の孤立化」などの社会的な課題に対応するため、子どもや子育て家庭を支援する環境を整えるための取組が進められてきました。

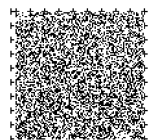
平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼児教育・保育、地域の子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」が図られ、それぞれの地域の実情に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が整備されています。また、延長保育等の多様な保育、一時預かり等の子育て家庭への子育て支援事業の計画的な整備が進められています。

また、さらなる少子高齢化対策の推進のため、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」、平成29年6月には「子育て安心プラン」、平成29年12月の「新しい経済政策パッケージ」等が策定され、働き方改革といった経済政策的な観点も含めた子育て支援が進められています。

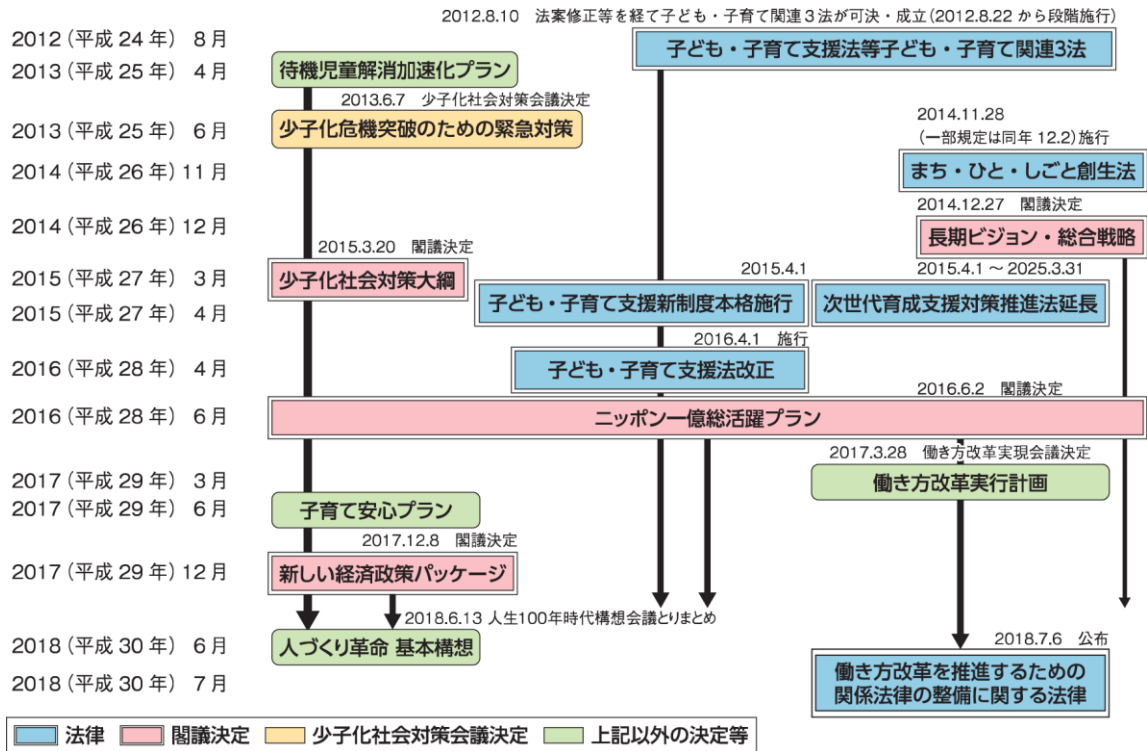
平成31年4月には、女性就業率の上昇等による、更なる共働き家庭の児童数の増加を見込み、「待機児童」を解消し、「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの追加的な整備等を目的に、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されています。

特に、令和元年10月からは、3歳から5歳児までの全ての子どもの幼稚園・保育所・認定こども園の費用の無償化が行われ、それ以外の施設についても、保育の必要性があると認定された子どもを対象として無償化が進められました。また、0歳から2歳児についても、住民税非課税世帯を対象として無償化が進められ、幼児教育の無償化が一気に加速しました。

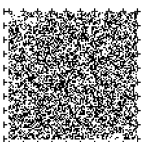
当市におきましても、待機児童数は、0（ゼロ）で推移しているところですが、認定こども園・地域子育て支援センターの開所や、利用者支援事業など新たな事業を開始し、子育てと仕事の両立、子育て世帯への支援の充実を行ってまいりました。



■ 関連する法律等の動向



出典：令和元年版 少子化社会対策白書

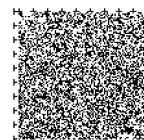


2 計画策定の趣旨

本市では、平成 17 年 3 月に「日高市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成 22 年 3 月に「日高市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、全ての子どもが安心して生まれ育ち、全ての親が安心と誇りを持って子育てできる環境を、地域協働等により整備してきました。

平成 27 年 3 月には新たに、子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」の制定や平成 26 年の次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長等の国の動向を受け、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を提供するとともに、次世代育成支援対策に係る施策を継続的に推進するために、「日高市子ども・子育て支援事業計画」と「日高市次世代育成支援行動計画（第 2 期：前期計画）」を共同策定しました。

令和元年度末に「日高市子ども・子育て支援事業計画」と「日高市次世代育成支援行動計画（第 2 期：前期計画）」が最終年度を迎えるにあたり、次世代育成及び子ども・子育て支援施策の継続が必要であることから、既存の計画内容の重複等を整理し、「第 2 期日高市子ども・子育て支援事業計画」及び「日高市次世代育成支援行動計画（第 2 期：後期計画）」を共同策定するものです。両計画を一体のものとして策定することにより、子ども・子育て支援事業を一体的に行い、より円滑かつ体系的に推進していきます。



3 計画の全体像

(1) 日高市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ

日高市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、子ども・子育て支援給付（施設型給付・地域型保育給付）及び地域子ども・子育て支援事業（13 事業）の提供体制の確保と円滑な実施を計画的に図るために定めるものです。

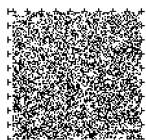
必須記載事項と任意記載事項として下記の事項を定めるものとされています。

必須記載事項

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- ③ 地域の子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- ④ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

任意記載事項

- ⑤ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
- ⑥ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ⑦ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項



(2) 日高市次世代育成支援行動計画の位置づけ

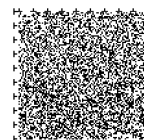
日高市次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」であり、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子育てを支援する生活環境の整備、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進、⑦子どもの安全の確保、⑧要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進について、定めるものです。

内容については任意に策定するとされており、地域の実情に応じて必要な事項を定めることになっています。

(3) 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の関係

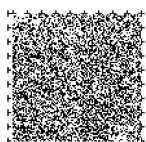
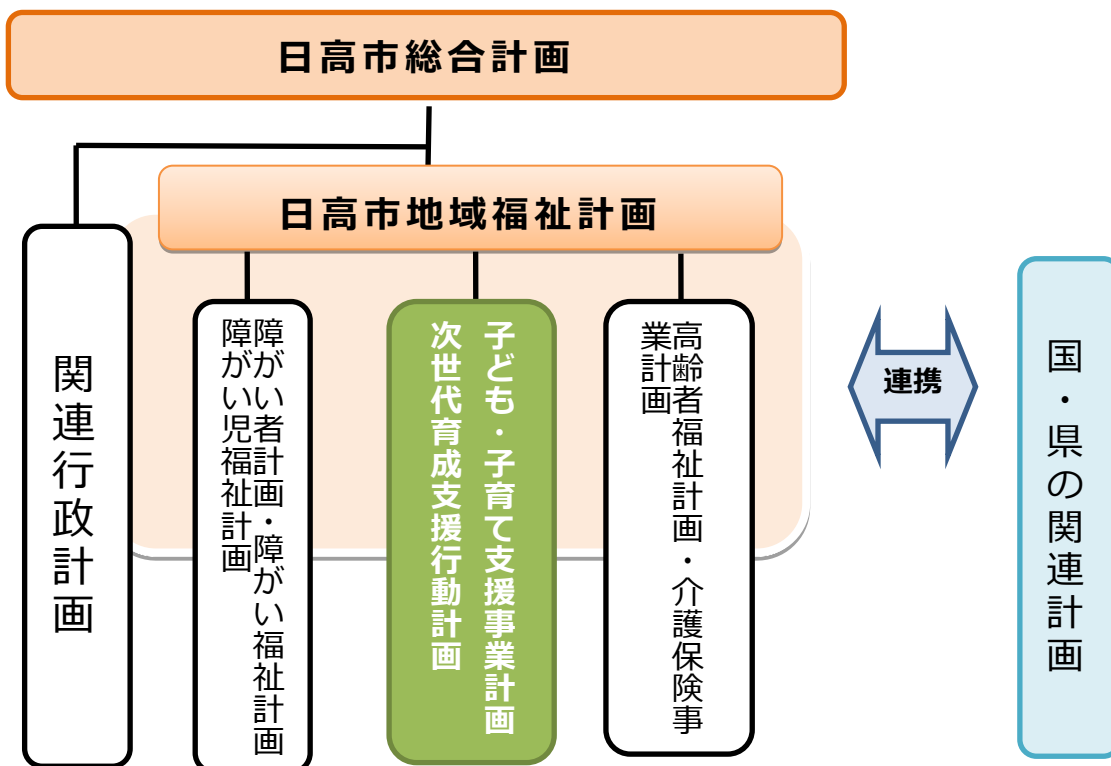
子ども・子育て支援法は子ども・子育て支援の充実を図る恒久法であるのに対し、次世代育成支援対策推進法は、10年間の集中的・計画的な取組を進める時限立法です。平成24年の子ども・子育て支援法の制定に伴い、従来の保育サービスや各種子育て支援事業の推進について、次世代育成支援対策推進法が果たしてきた役割及び機能は、恒久法たる子ども・子育て支援法に引き継がれることとなりました。

次世代育成支援対策の中核となる、保育サービスや各種子育て支援事業については、子ども・子育て支援事業計画に記載されることとなっており、子ども・子育て支援も含めた次世代育成支援対策を、より円滑かつ体系的に推進するため、内容の重複を整理し、本市では、「日高市子ども・子育て支援事業計画」と「日高市次世代育成支援行動計画」を一体のもの（以下「本計画」という。）として策定します。



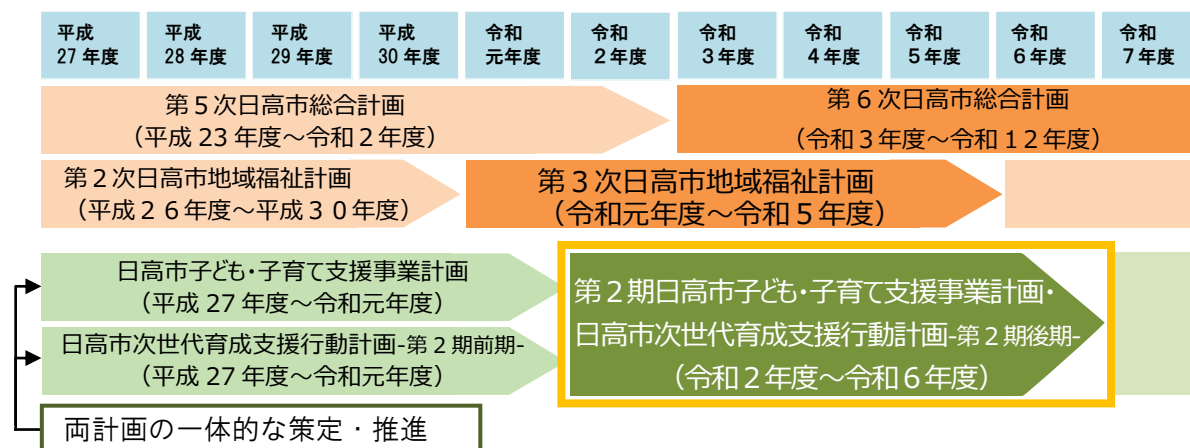
(4) 他の計画との調和等

本計画は、本市の福祉分野の包括的な計画である「日高市地域福祉計画」を上位計画とする次世代育成及び子ども・子育て支援に関する分野別計画です。福祉分野はもとより、本市の保健・医療、教育、まちづくり等の福祉分野以外の生活関連分野の計画との連携・調和を図るとともに、国や県の関連計画との連携も図っていきます。



4 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。なお、社会情勢等の変化があった場合には、必要に応じて内容を見直します。



5 計画の策定体制

本計画では、計画の策定にあたり、教育・保育、地域の子育て支援の現在の利用状況や利用希望を把握することを目的に、「就学前児童」「幼稚園園児」「学童保育室利用者」をもつ保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

また、市民の代表や関係機関・団体等からなる日高市児童福祉審議会の開催、庁内の関係課所の職員からなる日高市福祉計画検討委員会の開催により、計画内容の検討・協議を行い、素案を作成し、市民意見公募（市民コメント）を実施しました。



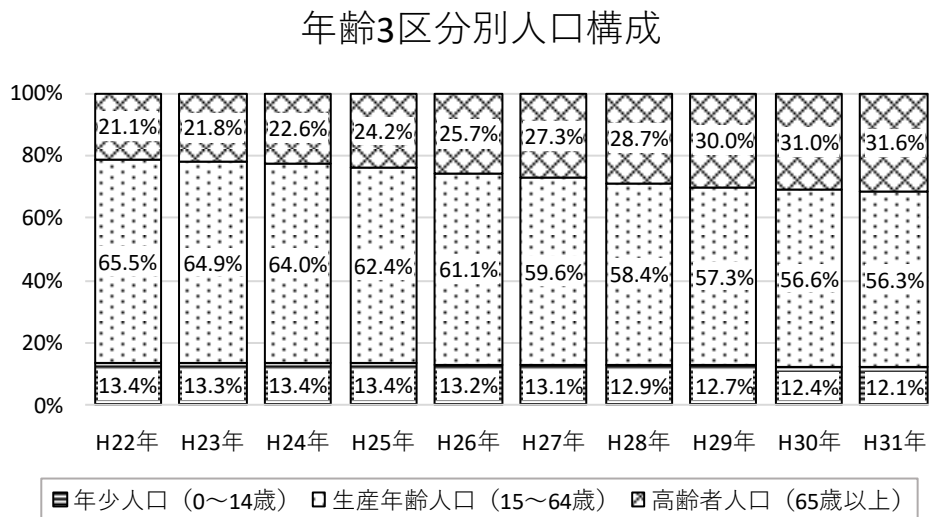
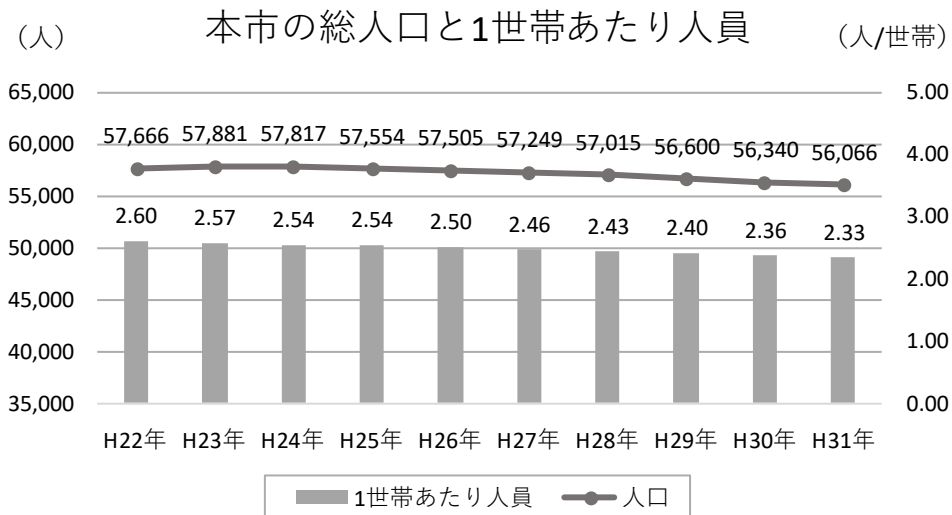
第2章 子育てをめぐる本市の現状

1 統計からみた本市の現状

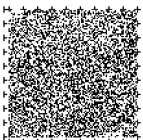
(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成23年1月1日の57,881人をピークに近年では減少傾向で推移し、平成31年1月1日は56,066人となっています。

また、年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）は、平成31年時点で総人口の12.1%（6,788人）となっており、平成22年と比べると915人減少しています。



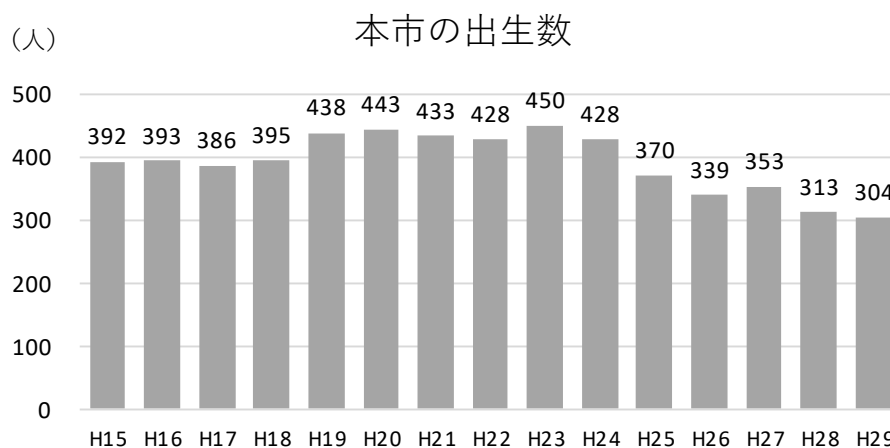
資料：埼玉県 町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）



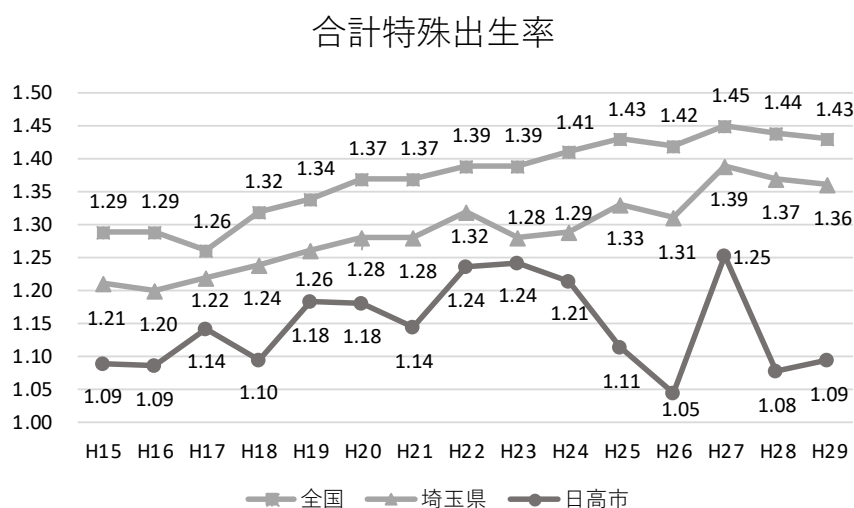
(2) 出生の動向

本市の出生数は、平成 18 年から平成 19 年に 395 人から 438 人とやや増加しています。平成 19 年から平成 24 年まで 400 人台で推移していましたが、平成 25 年以降減少し、平成 29 年には 304 人となっています。

また、※合計特殊出生率は、平成 15 年以降、やや上昇傾向で推移していましたが、平成 23 年以降低下し平成 27 年に一旦上昇していますが、平成 28 年に大きく低下し平成 29 年は 1.09 になっています。全国や県との比較では、全国及び県の平均値を下回る状況が続いています。

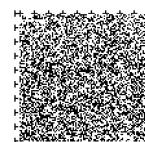


資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課



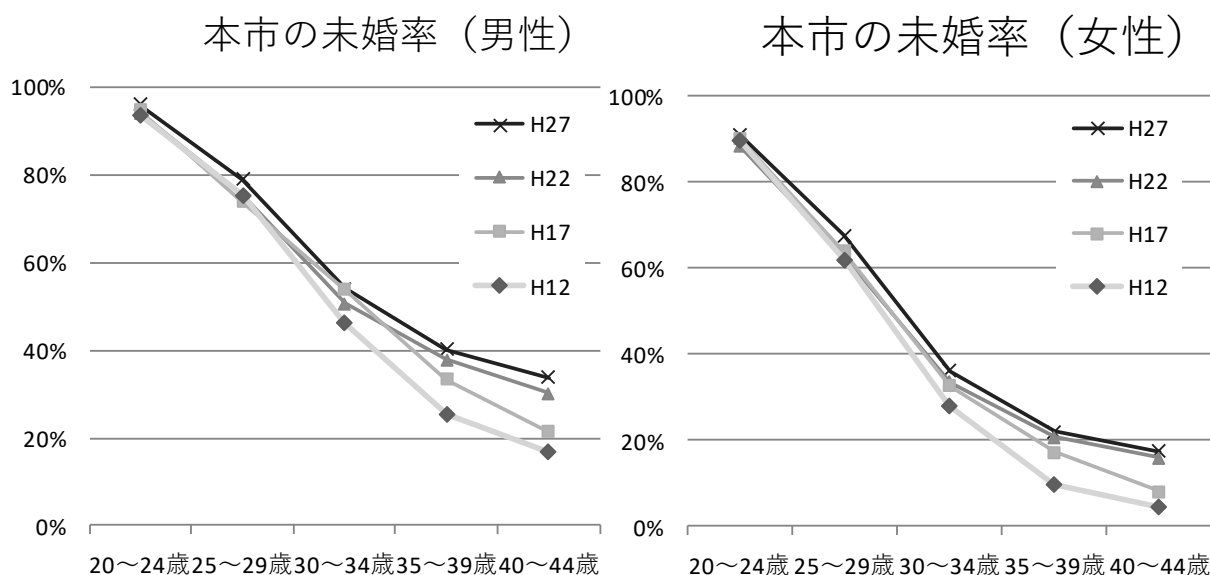
資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

※ 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示します。



(3) 婚姻の動向

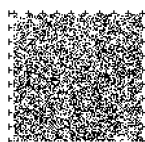
国勢調査によると、本市の男性及び女性の未婚率は、平成12年から平成27年にかけて、男女ともに35歳以降で上昇しています。40～44歳の男性をみると、平成12年の16.9%から17ポイント上昇し、同年齢階級の女性では、平成12年の4.6%から13ポイント上昇しています。



男性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H12年	93.5%	75.2%	46.2%	25.5%	16.9%
H17年	94.7%	73.9%	53.8%	33.4%	21.4%
H22年	94.0%	75.4%	50.6%	37.9%	30.1%
H27年	96.1%	78.9%	54.1%	40.1%	33.9%

女性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H12年	89.9%	62.2%	27.8%	9.6%	4.6%
H17年	90.3%	64.1%	32.6%	17.3%	8.0%
H22年	88.6%	62.8%	33.5%	20.7%	15.9%
H27年	91.2%	67.6%	36.2%	22.1%	17.6%

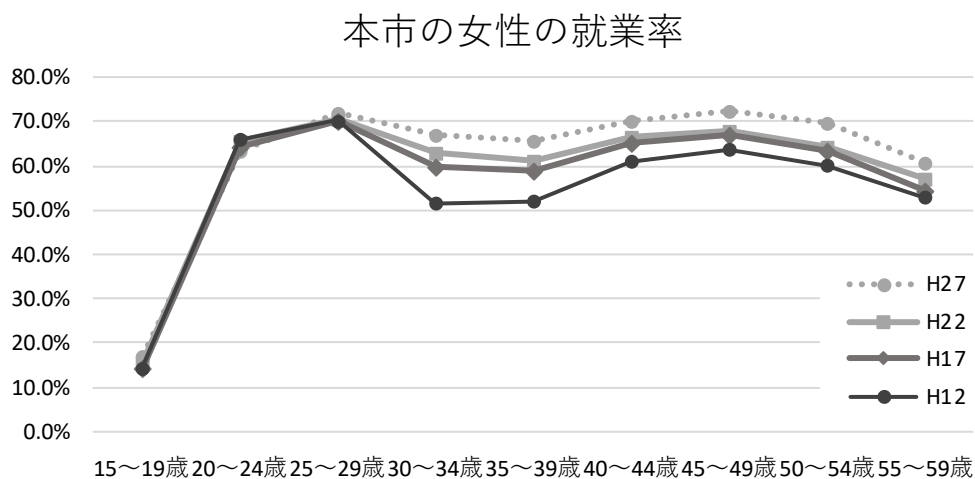
資料：国勢調査



(4) 女性の就業状況

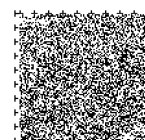
国勢調査から本市の女性の就業率をみると、20歳代半ばと50歳前後という2つのピークをもついわゆる「M字カーブ」を描いており、出産や育児を機にいったん離職し、育児などが終わってから働き出す女性が多いことがうかがえます。

平成27年は、平成12年と比較すると、M字カーブの谷の部分の部分が浅くなっています。



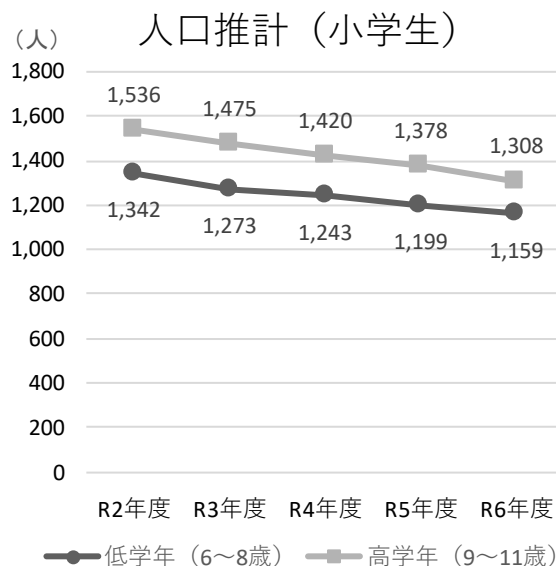
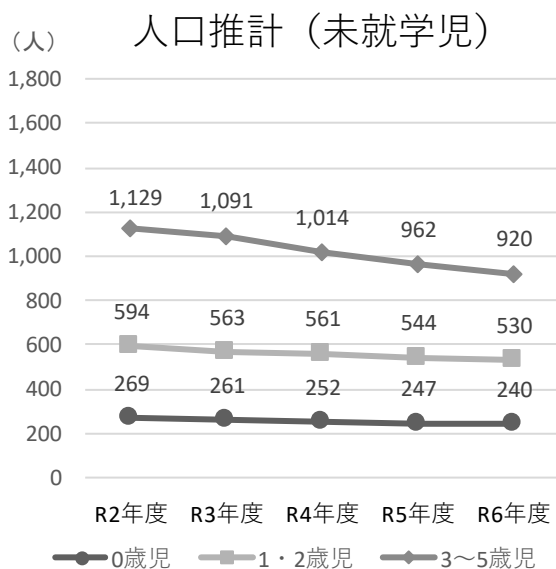
区分	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
H12年	14.2%	65.9%	70.2%	51.5%	52.0%	61.0%	63.8%	60.2%	53.0%
H17年	14.3%	64.1%	70.0%	59.8%	58.8%	65.1%	66.9%	63.3%	54.3%
H22年	15.6%	65.6%	70.8%	62.9%	61.0%	66.6%	68.0%	64.3%	57.2%
H27年	17.0%	63.2%	72.1%	67.2%	65.8%	70.2%	72.4%	69.7%	60.5%

資料：国勢調査



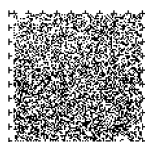
(5) 人口推計

本市の未就学児と小学生の令和2年度から令和6年度までの人口推計をみると、全体的には減少傾向で推移すると予測されます。0歳児をみると令和6年度では240人と推計され、令和2年度からの4年間で29人減少することが見込まれています。



区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳	269	261	252	247	240
1歳	275	281	273	264	259
2歳	319	282	288	280	271
3歳	354	335	297	303	295
4歳	384	365	346	307	313
5歳	391	391	371	352	312
6歳	425	402	402	381	362
7歳	437	430	407	407	386
8歳	480	441	434	411	411
9歳	484	489	449	442	419
10歳	503	483	488	448	441
11歳	549	503	483	488	448

資料：コーホート変化率法による人口推計（単位：人）

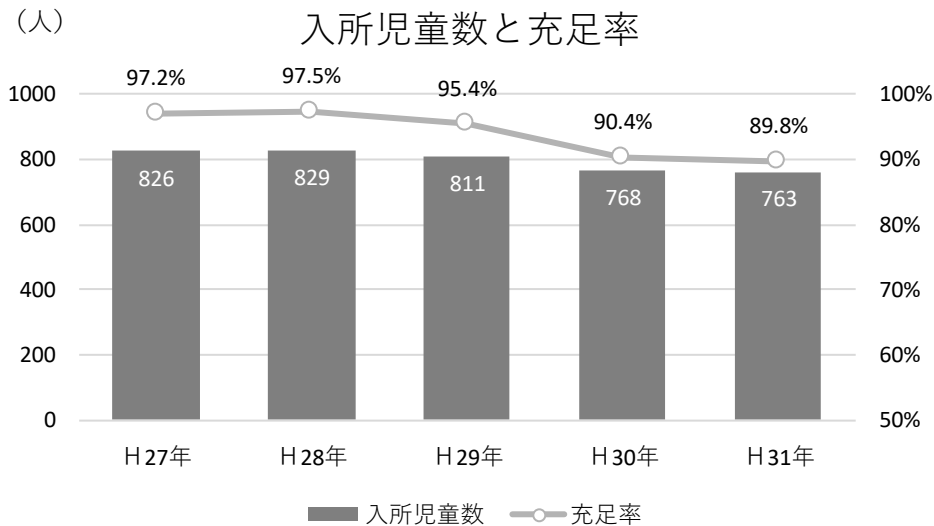


2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所（園）などの状況

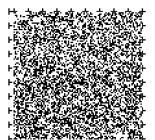
① 保育所（園）入所児童数

本市の保育所（園）の施設数は9か所となっています。入所児童数は、平成29年以降減少し、平成31年は763人になっています。充足率も同様な傾向になっています。



区分		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
公立	施設数 (か所)	3	3	3	3	3
	定員 (人)	310	310	310	310	310
	入所児童数 (人)	260	261	244	223	217
	充足率 (%)	83.9	84.2	78.7	71.9	70.0
私立	施設数 (か所)	6	6	6	6	6
	定員 (人)	540	540	540	540	540
	入所児童数 (人)	566	568	567	545	546
	充足率 (%)	104.8	105.1	105.0	100.9	101.1
合計	施設数 (か所)	9	9	9	9	9
	定員 (人)	850	850	850	850	850
	入所児童数 (人)	826	829	811	768	763
	充足率 (%)	97.2	97.5	95.4	90.4	89.8

資料：子育て応援課（各年4月1日現在）
* 充足率：定員に対する入所児童数の割合



② 保育所待機児童数

本市の国の定義※による待機児童は、平成 27 年に解消され、以降平成 31 年まで発生していません。

区分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
0 歳児（人）	0	0	0	0	0
1・2 歳児（人）	0	0	0	0	0
3～5 歳児（人）	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

資料：子育て応援課（各年 4 月 1 日現在）

※■保育所入所待機児童とは（主なもの）【厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課】

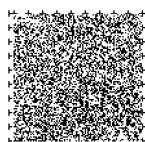
- ・保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 27 条（児童を保育することができないと認められる場合）に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。
- ・広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。
- ・いわゆる“入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

③ 認定こども園の状況

平成 30 年度に新制度に移行前の幼稚園から 1 園、幼保連携型認定こども園が初めて市内に開設され、幼稚園機能と併せ保育機能を持った施設として児童の受け入れが始まりました。

区分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
0 歳児（人）	0	0	0	2	4
1・2 歳児（人）	0	0	0	19	22
3～5 歳児（人）	0	0	0	117	123
合計	0	0	0	138	149

資料：子育て応援課（各年 4 月 1 日現在）



④ 地域型保育事業所等の状況

本市の地域型保育事業所等の施設数は平成 31 年 4 月 1 日現在 5 か所で、合計入所児童数は 102 人となっています。

区分	施設名	定員 (人)	入所児童数(人)	充足率 (%)
地域型保育事業	キッズあさひ	19	13	68.4
	ひまわりのおうち	5	2	40.0
	武蔵台わんぱく保育園	30	13	43.3
	小計	54	28	51.9
認可外保育施設	旭ヶ丘病院内保育施設	20	20	100.0
	日高キャンパス託児所「あすなろ」	120	54	45.0
	小計	140	74	52.9
合計		194	102	52.6

資料：子育て応援課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

(2) 子育て支援サービスの状況

① 利用者支援事業（基本型・母子保健型）の状況

子育て利用者支援事業として、母子保健型は平成 28 年度から、基本型は平成 30 年度から実施しています。平成 30 年度の延べ利用者数（相談件数）は、基本型 255 人、母子保健型 659 人となっています。

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
基本型実施施設数（か所）	-	-	-	-	1
基本型延べ利用人数（人）	-	-	-	-	255
母子型実施施設数（か所）	-	-	1	1	1
母子型延べ利用人数（人）	-	-	273	698	659

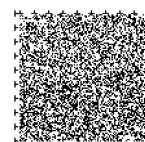
資料：子育て応援課

② 一時預かり事業の状況

一時預かり事業は、平成 26 年度以降 6 か所で実施しています。平成 30 年度の延べ利用人数は 461 人となっています。

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実施施設数（か所）	6	6	6	6	6
延べ利用人数（人）	830	917	862	691	461

資料：子育て応援課



③ 障がい児保育事業の状況

障がい児保育事業は、平成 30 年度では 9 か所で実施しています。平成 30 年度の延べ利用人数は 41 人となっています。

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実施施設数（か所）	9	9	9	9	9
延べ利用人数（人）	43	42	40	46	41

資料：子育て応援課

④ 病児・病後児保育事業の状況

平成 22 年度から病後児保育を 1 か所で実施していますが、平成 30 年度の病児・病後児保育事業の延べ利用人数は 0 人となっています。

区分		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
病後児	実施施設数（か所）	1	1	1	1	1
	延べ利用人数（人）	3	3	4	1	0
病児	実施施設数（か所）	0	0	0	0	0
	延べ利用人数（人）	0	0	0	0	0

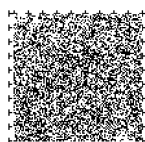
資料：子育て応援課

⑤ 学童保育（放課後児童クラブ）の状況

学童保育の実施か所は令和元年では 13 か所となっています。利用人数は毎年増加傾向で推移しており、令和元年では 764 人となっています。

区分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年
か所数（か所）	10	12	13	13	13
入所児童数（人）	649	693	715	739	764

資料：子育て応援課（各年 5 月 1 日現在）



⑥ 地域子育て支援センターの状況

平成 18 年度に 1 か所、平成 22 年度に 1 か所で民間の地域子育て支援センターを開設し、さらに平成 30 年度に直営の子育て総合支援センター「ぬくぬく」及び令和元年度に地域子育て支援センター「高根児童室」を 1 か所ずつ開設し、4 か所となっています。

利用人数は増加しており、平成 30 年度には、24,138 人になっています。

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
か所数（か所）	2	2	2	2	3
利用人数（延べ人数）	4,763	7,618	8,232	8,609	24,138

資料：子育て応援課

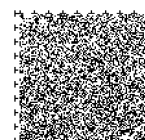
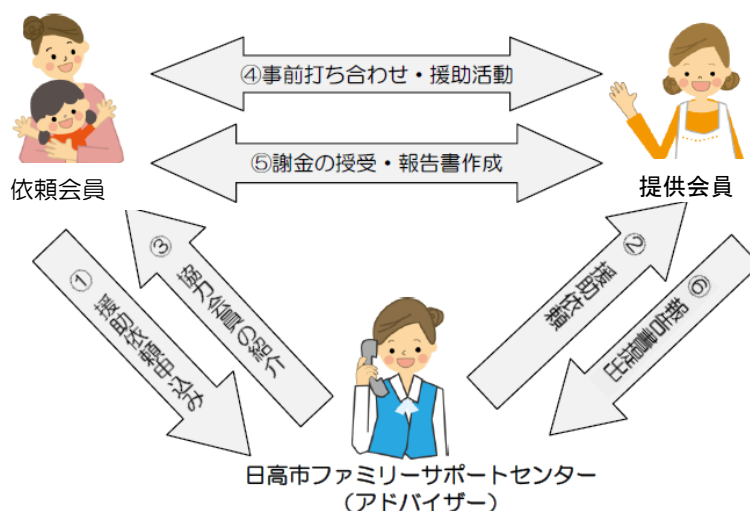
⑦ ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センター事業は平成 24 年度から実施しており、活動件数は増加し、平成 30 年度は 1,205 件となっています。依頼会員に比べ、提供会員と両方会員の合計が少ない現状です。

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
活動件数（延べ件数）	645	566	733	742	1,205	
会員数	依頼会員	89	103	114	137	164
	提供会員	40	48	52	61	65
	両方会員	1	1	3	5	7
	合計	130	152	169	203	236

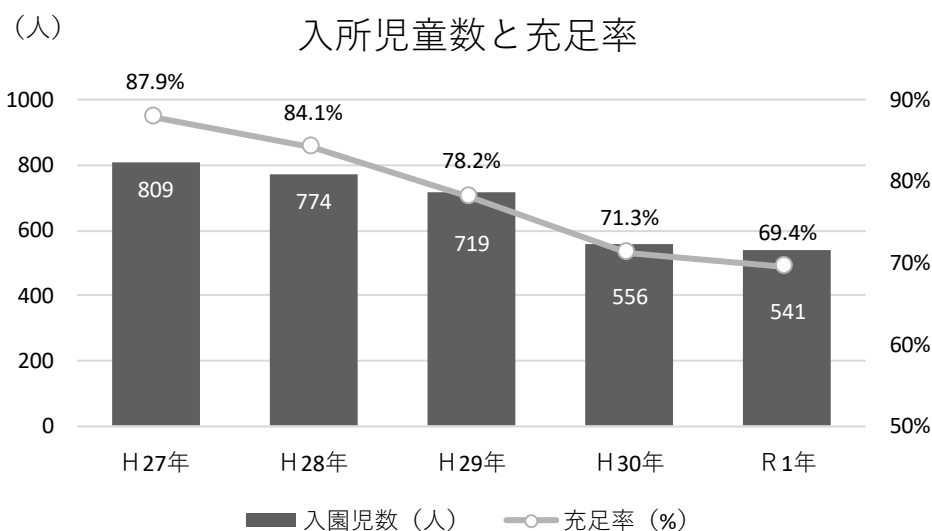
資料：子育て応援課

日高市ファミリー・サポート・センターのしくみ



(3) 幼稚園の状況

本市の幼稚園の施設数は令和元年では3か所となっています。入園児数は年々減少傾向で推移し、平成30年に1施設が認定こども園へ移行したため、令和元年では合計で541人、充足率は69.4%となっています。



区分		H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
私立	施設数 (か所)	4	4	4	3	3
	定員 (人)	920	920	920	780	780
	入園児数 (人)	809	774	719	556	541
	充足率 (%)	87.9	84.1	78.2	71.3	69.4

資料：子育て応援課（各年5月1日現在）

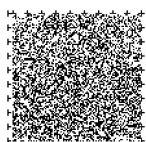
(4) 小学校・中学校の状況

① 小学校の状況

本市の小学校は令和元年では6校あり、児童数は2,962人となっています。児童数は年々、減少しています。

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
学校数 (校)	6	6	6	6	6
児童数 (人)	3,270	3,214	3,127	3,040	2,962

資料：学校教育課（各年5月1日現在）



② 中学校の状況

本市の中学校は令和元年では6校あり、生徒数は1,579人となっています。

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
学校数(校)	6	6	6	6	6
生徒数(人)	1,500	1,535	1,587	1,586	1,579

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

③ 特別支援学校の状況

特別支援学校は1校あり、令和元年5月1日現在の小学部から高等部までの本市から通学している合計児童数は11人となっています。

区分	在籍児童数				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
県立日高特別支援学校	—	7	2	2	11
	—	57	29	29	115

※上段は、日高市から通学している人数・下段は、特別支援学校の児童生徒数

資料：学校教育課・その他（令和元年5月1日現在）

(5) 障がい児通所施設の状況

令和元年の利用児童数は、児童発達支援が12人、放課後等デイサービスが91人となっています。

利用児童数	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
児童発達支援	25	23	21	21	12
放課後等デイサービス	49	61	86	85	91

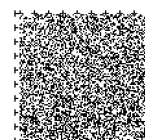
※数値は、支給決定者数

資料：障がい福祉課（各年3月31日現在。R1年のみ、5月31日現在）

(6) 児童虐待などの現状

① 家庭児童相談室への相談件数

平成30年度の家庭児童相談室への相談件数は675件で、そのうち、「養護相談 虐待」「育児相談 育児・しつけ」の相談内容がそれぞれ増加しています。虐待の件数増加については、社会全体の虐待への関心が大きくなっていることが大きな要因と考えられます。また、障がい相談については、平成30年度より「ぬくぬく」(566件)へ移行しています。



区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
養護相談	虐待	47	71	107	365
	その他	68	89	67	124
保健相談		0	9	2	8
障がい相談		548	648	424	22
非行		2	3	0	4
育成相談	性格	50	59	43	24
	不登校	3	6	4	15
	適正	3	2	3	0
	育児・しつけ	37	28	52	98
その他		25	20	13	15
合計（件）		783	935	715	675

資料：子育て応援課

② 児童虐待認知件数

平成 30 年度の児童虐待認知件数は 96 件で、そのうち、「身体的虐待」が 46 件、「ネグレクト」が 31 件と多くなっています。

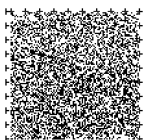
区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
件数	34	42	55	96

資料：子育て応援課

○平成 30 年度の児童虐待認知件数の内訳

区分	0～3 歳児	3 歳～ 就学前児	小学生	中学生	高校生～ 18 歳	合計
身体的虐待	20	10	11	4	1	46
心理的虐待	5	6	5	1	0	17
ネグレクト	5	9	14	3	0	31
性的虐待	0	0	0	1	1	2
合計（件）	30	25	30	9	2	96

資料：子育て応援課



3 ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所・学童保育室などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査」を実施しました。

■調査期間

平成 30 年 12 月 3 日～平成 30 年 12 月 14 日

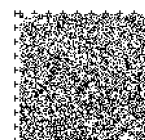
■調査対象者

就学前児童については、平成 30 年 11 月 1 日現在、住民基本台帳に掲載されている就学前児童を無作為抽出し、保護者を対象に郵送にて調査を実施。幼稚園園児及び学童保育室を利用している児童については、各施設を通して依頼し、保護者に回答いただいた。

	対象者数	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,395 人	1,015 件	449 件	44.2%
幼稚園園児	596 人	596 件	382 件	64.1%
学童保育室利用者	707 人	707 件	425 件	60.1%

ニーズ調査結果の活用

- ① 国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査」の実施
- ② 国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③ 本市のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本市の各事業の量の見込みを設定
- ④ 本市の各事業の量の見込みに応じた確保方策を設定

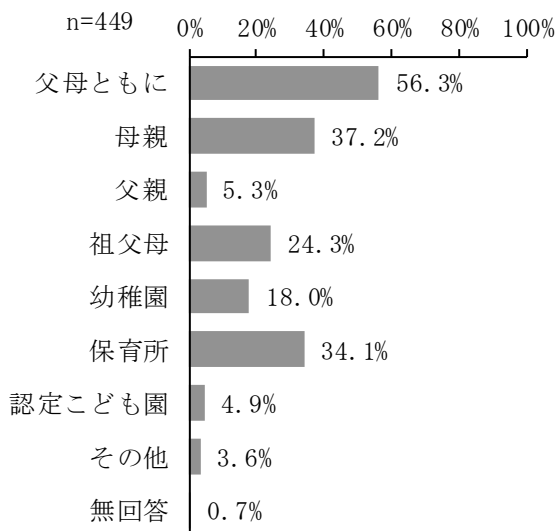


(1) 子どもの育ちをめぐる環境

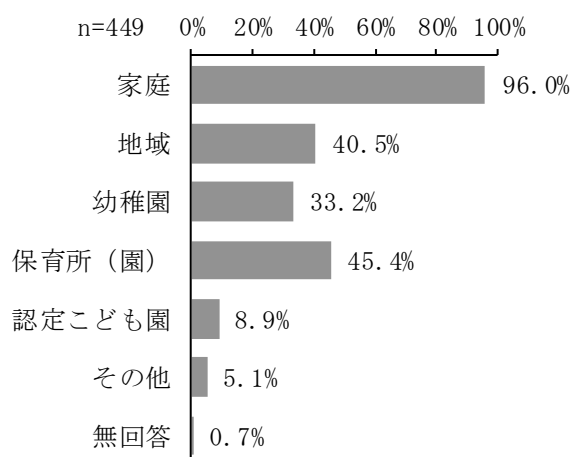
①子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が56.3%と最も高く、「母親」が37.2%で続いています。また、子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」が96.0%と最も高く、次いで「保育所（園）」が45.4%、「地域」が40.5%となっています。

▲日常的に関わっている方



▲もっとも影響する環境

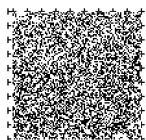
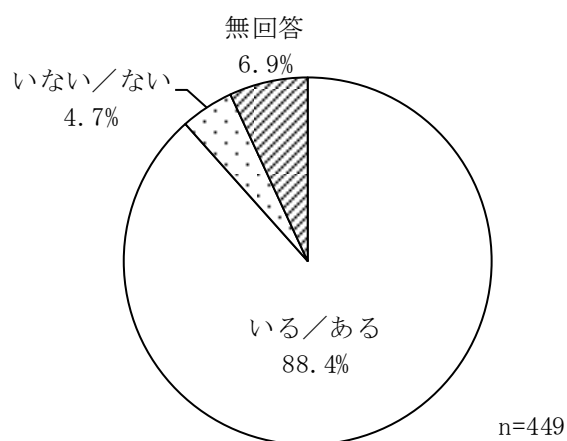


※グラフはともに複数回答でグラフ中凡例 n は回答者数（以下同様）。就学前調査集計（特記がない限り以下同様）

②子育てや教育をするうえでの相談相手の有無

子育てや教育をするうえで気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が88.4%と高く、「いない/ない」の割合は4.7%になっています。

なお、主な相談先は、「祖父母などの親族」や「友人・知人」など身近な人の割合がいずれも7割以上、「保育園」の割合も2割強でした。

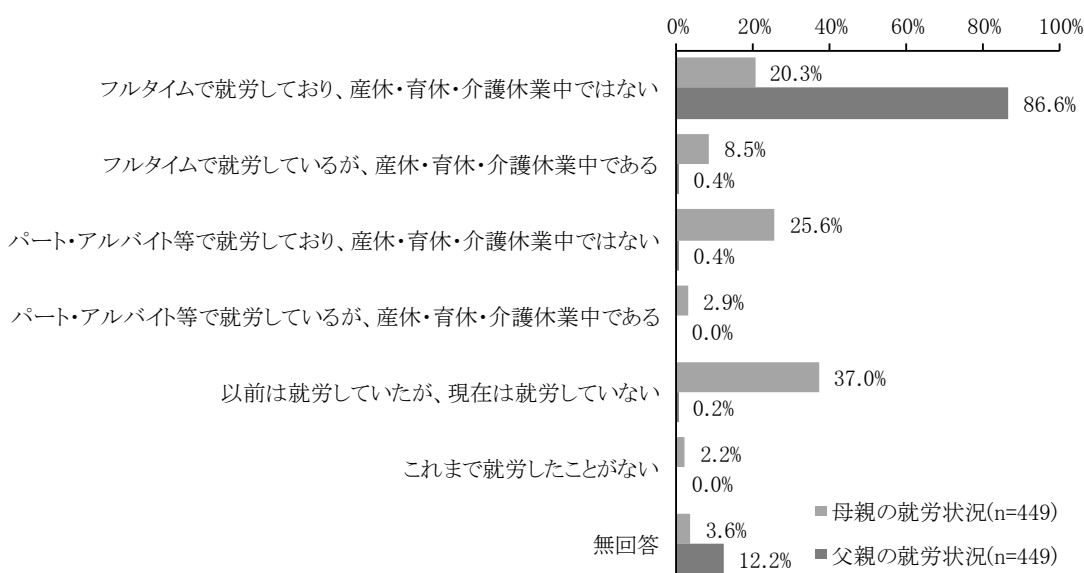


(2) 保護者などの就労の状況

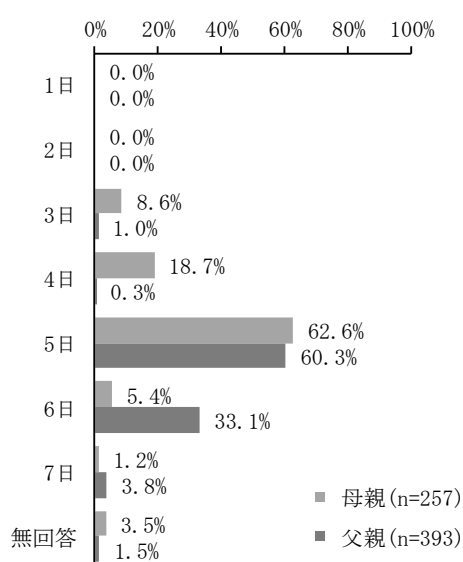
就労状況については、保護者の性別にみると、父親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 86.6%と最も高く、母親は「以前は就労していたが、現在は就労していない（母親）」が 37.0%と最も高くなっています。

働いている保護者の就労時間については、父親は週 5 日（60.3%）、一日平均 8 時間（25.2%）が最も高く、母親も週 5 日（62.6%）、一日平均 8 時間（29.6%）が最も高くなっています。

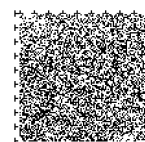
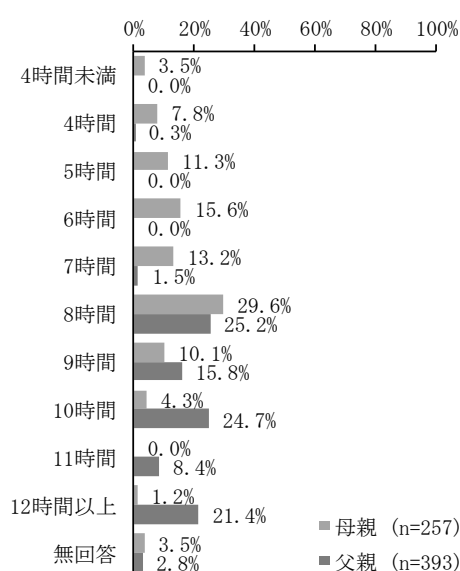
▲保護者などの就労の状況



▲保護者などの1週あたりの就労日数



▲保護者などの1日あたりの就労時間

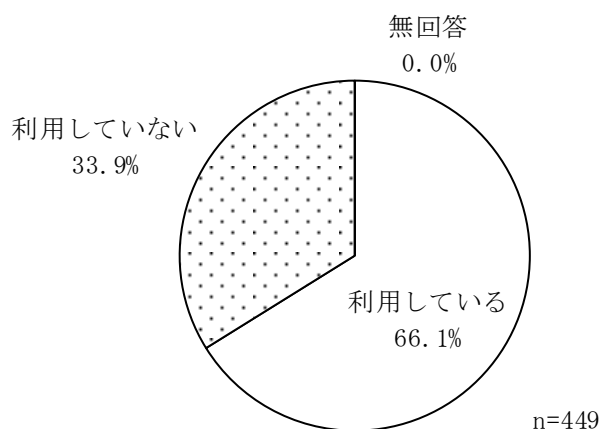


(3) 教育・保育の利用状況と利用意向

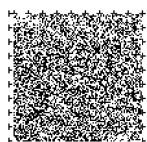
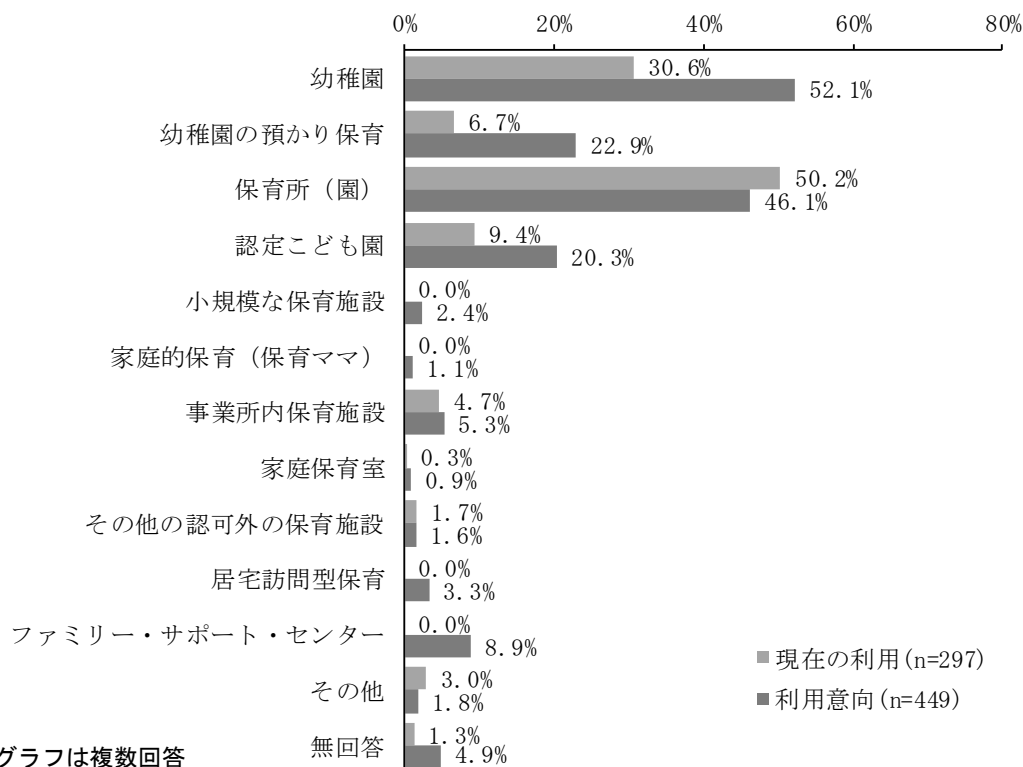
幼稚園や保育所（園）などの定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が66.1%に対し、「利用していない」が33.9%となっています。

また、現在利用している教育・保育の種類では、「保育所（園）」の割合が50.2%と最も高くなっています。さらに、今後の利用意向では、「幼稚園」や「保育所（園）」の割合が高い中、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」などを希望する割合が、現在の利用の割合と比べ高くなっています。

▲幼稚園や保育所（園）などの定期的な教育・保育の利用



▲教育・保育の利用状況と利用意向

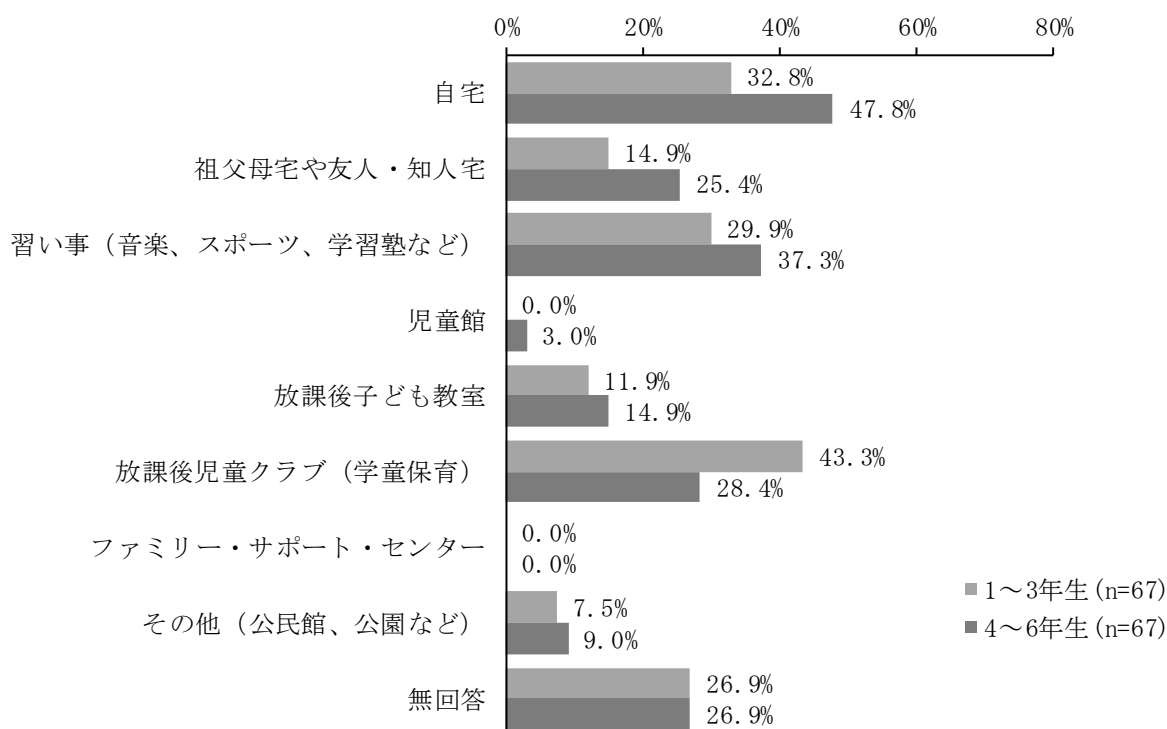


(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

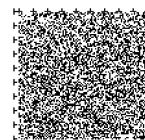
小学校就学後、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて、低学年では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が4割強と高い中、「自宅」や「習い事（音楽、スポーツ、学習塾など）」についてもそれぞれ約3割と高くなっています。

また、高学年では、「習い事（音楽、スポーツ、学習塾など）」の割合が低学年に比べ上昇し、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が低下しています。

▲小学校就学後の放課後の過ごし方の希望



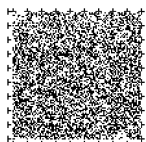
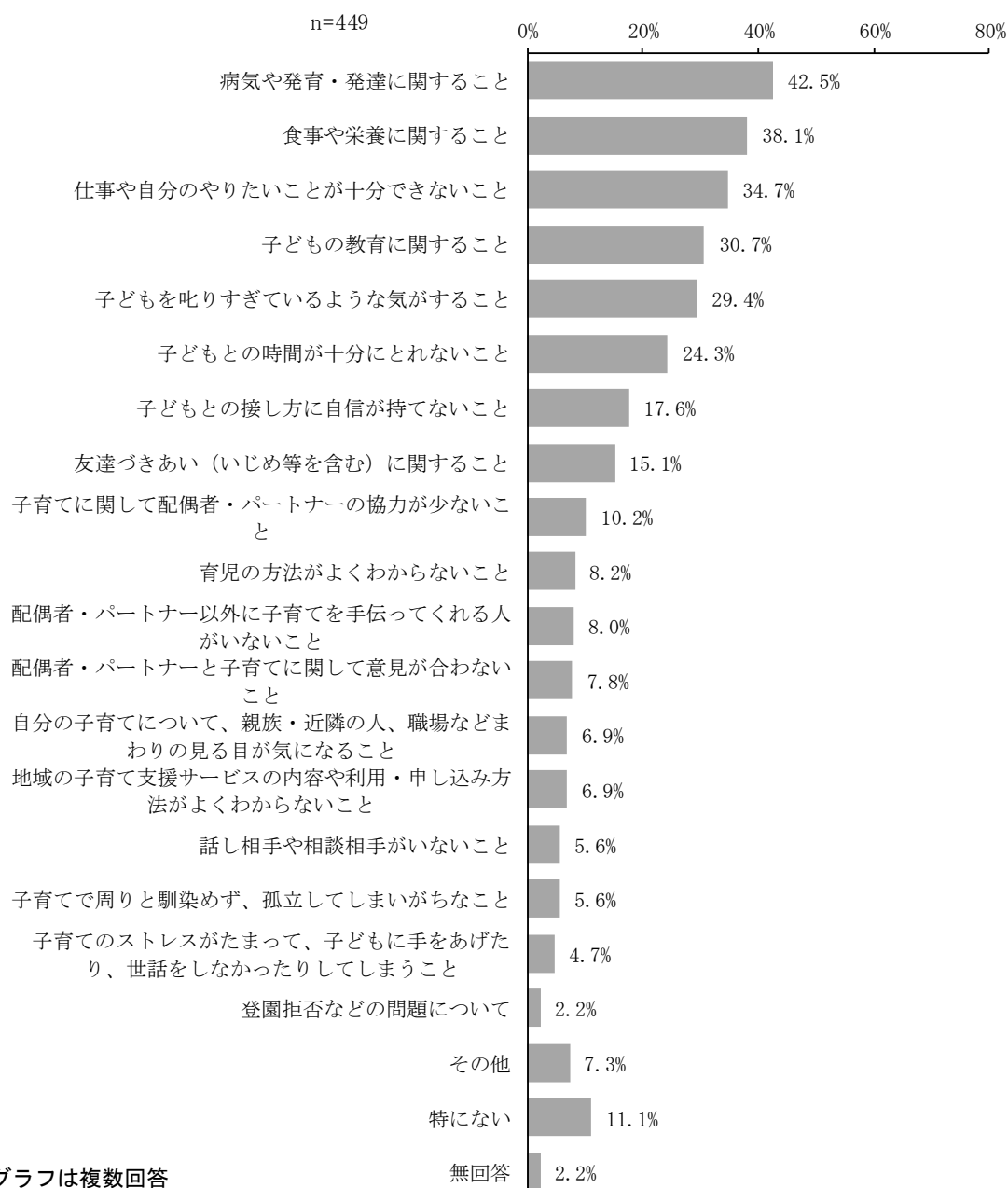
※グラフは5歳児のみの設問で、複数回答



(5) 子育てに関する、日常の悩みや気になること

子育てに関する日常の悩みや気になることは、「病気や発育・発達に関すること(42.5%)」「食事や栄養に関すること(38.1%)」の割合がそれぞれ約4割と高くなっています。また、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと(34.7%)」「子どもの教育に関すること(30.7%)」「子どもを叱りすぎているような気がする(29.4%)」についてもそれぞれ約3割と高くなっています。

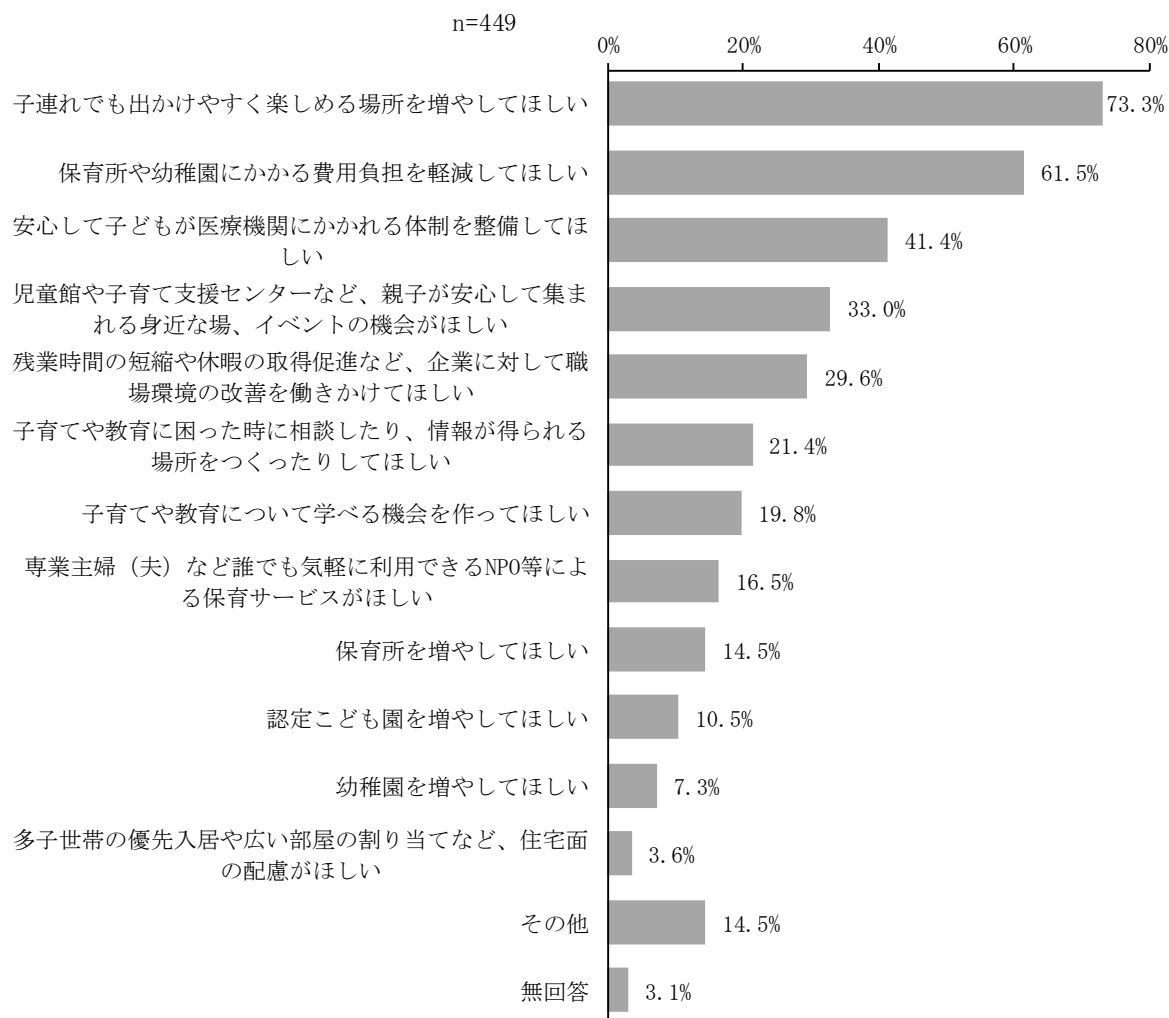
▲子育てに関する、日常の悩みや気になること



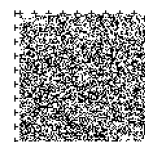
(6) 市の子育て支援の充実に期待すること

市の子育て支援の充実に期待することは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい（73.3%）」が7割以上と最も高く、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい（61.5%）」についても6割以上と高くなっています。また、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい（41.4%）」の割合についてが4割前後と比較的高くなっています。

▲市の子育て支援の充実に期待すること



※グラフは複数回答

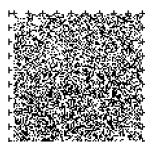


4 日高市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

日高市子ども・子育て支援事業計画における進捗状況は以下のとおりです。

子育て支援サービス	平成 30 年度 実績	令和元年度 計画
① 利用者支援事業	2 か所	2 か所
② 延長保育事業	1 6 9 人	2 2 9 人
③ 放課後児童クラブ	6 7 7 人	6 1 5 人
④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	4 9 人	2 5 人
⑤ 地域子育て支援拠点事業	5 か所	4 か所
⑥ 一時預かり事業	3, 5 7 4 人	1 0, 7 0 5 人
⑦ 病後児保育（提供体制）	1, 0 0 0 人	1, 0 0 0 人
⑧ ファミリー・サポート・センター事業 （就学児）	5 9 4 人	3 5 3 人
⑨ 乳児家庭全戸訪問事業	2 8 5 人	3 1 8 人
⑩ 養育支援訪問	1 人	3 人
⑪ 妊婦検診	2 6 4 人	3 2 4 人

※特定事業とは、国が保育事業など子育て支援策において重要な事業を選び、市町村が地域行動計画を策定する際に、具体的な数値目標を設定することとしている事業です。



第3章 計画の基本的な考え方

本市では、平成17年3月に策定した「次世代育成支援行動計画（前期計画）」以降、次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、まちの発展に欠かせないものであるという認識のもと、「子どもが まんなか 子育て応援団ひだか」という基本理念を掲げ、子育て支援のまちづくりに取り組んできました。

子どもの育ちや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、結婚・妊娠・出産・育児の各段階に応じた切れ目のない取組と、地域・企業など社会全体の取組を両輪とした、総合的かつきめ細かな対応を行っていき、子育て支援を進めています。

本計画では、これまでの「基本理念」及び「基本的な視点」、「基本目標」を継承し、更なる計画の推進を図っていきます。

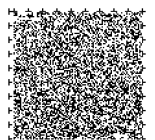
1 計画の基本理念

本市の次世代育成及び子ども・子育て支援策を推進するにあたり、基本理念を次のように掲げます。

子どもが まんなか 子育て応援団ひだか

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、まちの発展に欠かせない要素です。

豊かな自然の中で、子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭、地域、事業所、行政が一体となって子育てを応援することで、子どもを中心に、世代を超えた全ての人が元気になれるまちづくりを目指します。



2 基本的な視点

本計画の基本理念を実現するための視点として、次の3つの視点を重視した取組を展開します。

(1) 「子ども」の視点

「子ども」とは、おおよそ18歳未満とします。

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、一人一人の子どもの生き方が尊重できるよう、「子ども」の視点に立った取組を進めます。

(2) 「おや」の視点

「おや」とは、次代の親となる中学生・高校生以上の市民、また、広く全ての子どもの保護者とします。

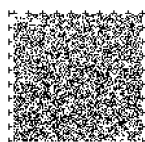
家庭や子どもを持ちたいと思う市民が、家庭や子育てに夢が持てるよう、「次代のおや」の視点に立った取組を進めます。

また、心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、「おや」の視点にたった取組を進めます。

(3) 「みんな」の視点

「みんな」とは、子どもやその家庭を含めた、地域、学校、事業所、行政、さらには、日高市の自然環境とします。

子どもは社会を構成する重要な一員であるため、子どもや家庭はもとより、地域、事業所、行政をはじめ社会全体が、それぞれの役割を担いながら、「みんな」で支え合う視点に立った取組を進めます。



3 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの目標を掲げて各施策を推進していきます。

基本目標1 子育て家庭を支援するまち

子どもやその家族が健康的な生活を送るとともに、安心して子どもを生き育てることができるまちをつくりまします。

また、子育て中の家庭が子育てに関わる地域の人々から支援されていると感じられるまちをつくりまします。

基本目標2 子育ても仕事も充実するまち

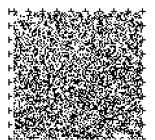
働きたい母親の就労希望がかない、子育てなどの家庭生活と仕事が両立できる職場環境が整い、父親が母親とともに育児に参加できるまちをつくりまします。

基本目標3 子どもが安心して暮らせるまち

子どもの権利が保障され、子どもがのびのびと暮らし、安心して生活できるまちをつくりまします。

基本目標4 子どもが楽しく遊び、学べるまち

自然や地域の中で、様々な遊びや体験活動を通じて、子どもたちが生きる力を育むことができ、また、子どもたちが次代にいのちをつなぐ希望が持てるまちをつくりまします。



第4章 計画の体系と計画事業

1 計画の体系

基本目標 1 子育て家庭を支援するまち

【基本施策】

1 子どもと親の健康づくりの推進

【施策】

(1) 健康づくりの推進

(2) すこやか親子支援事業の充実

(3) 思春期保健対策の充実

(4) 小児医療体制の充実

(5) 食育の推進

2 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

(2) 保育サービスの充実

(3) 子育て支援のネットワークづくり

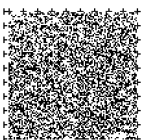
(4) 児童の健全育成

3 子育てにかかる経済的負担への支援

(1) 保育料などの負担軽減

(2) 医療費の助成

(3) 児童手当等の支給



基本目標2 子育ても仕事も充実するまち

【基本施策】

1 子育てと仕事の両立の推進

【施策】

(1) 多様な保育サービスの提供

(2) サービスの質の評価と向上

2 仕事と生活の調和の推進

(1) 男女共同参画の推進

(2) 父親の育児への参加促進

(3) 企業の理解促進

(4) 就労支援の充実

基本目標3 子どもが安心して暮らせるまち

【基本施策】

1 子どもの安全の確保

【施策】

(1) 子どもの交通安全の確保

(2) 防犯活動の推進

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

2 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良好な居住環境確保の推進

(2) 安全な道路交通環境の整備

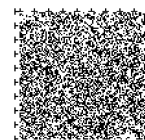
(3) 安心して外出できる環境の整備

3 要保護児童への対応

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

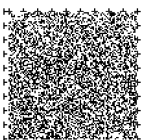
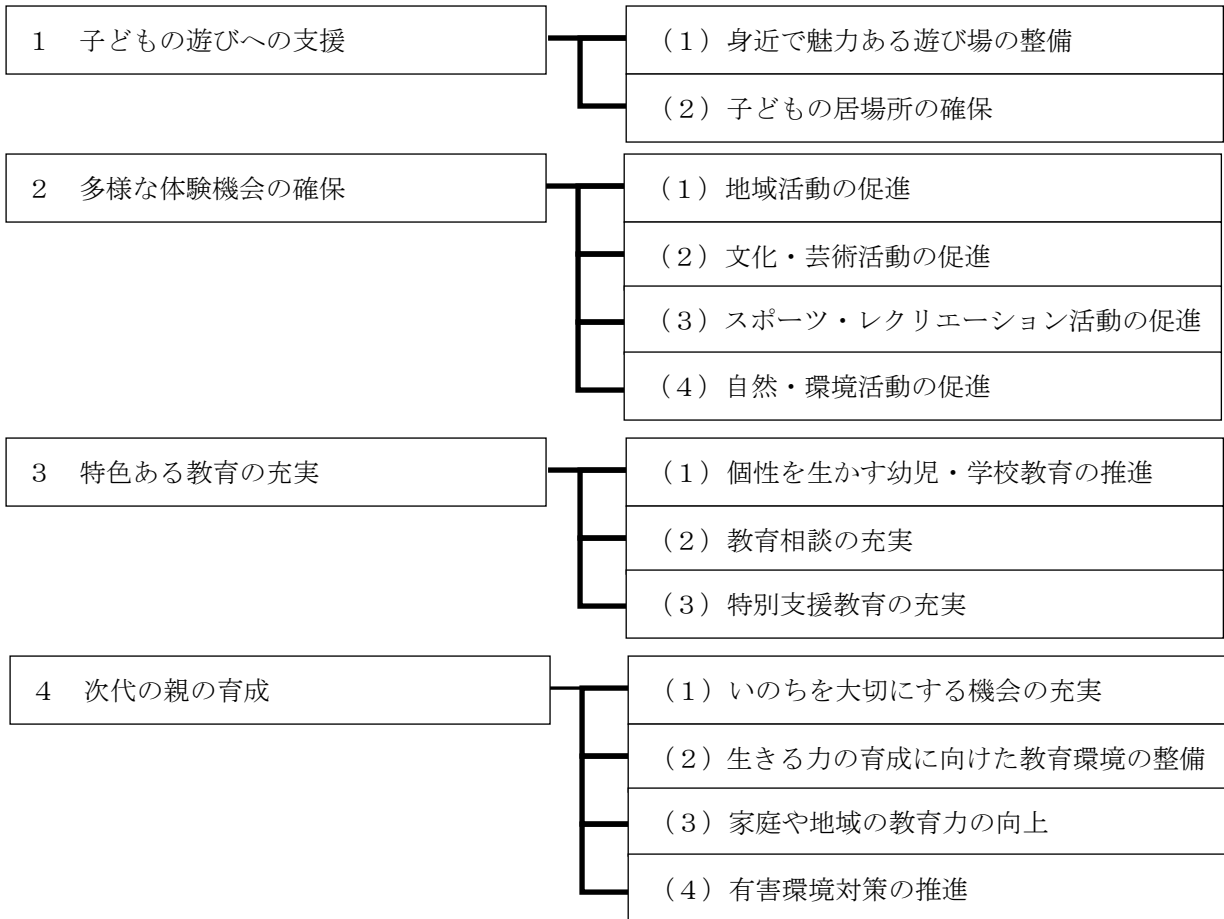
(3) 障がい児施策の充実



基本目標4 子どもが楽しく遊び、学べるまち

【基本施策】

【施策】



基本目標 1 子育て家庭を支援するまち

基本施策 1-1 子どもと親の健康づくりの推進

■健康づくりの推進

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる日高市を実現するため、子どもと家族の健康確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野の連携を推進します。

乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めます。さらに、妊娠や出産についての満足の程度が、産後のメンタルヘルスや育児の状況にも関わることから、妊娠・出産・育児期の環境整備の充実を図り、妊婦やその家族に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行い、産後・育児期の支援の充実を図ります。

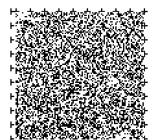
■すこやか親子支援事業の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、産婦・新生児訪問、両親学級、予防接種、保健指導等の充実を図ります。また、安全な出産ができ、よい子育てにつながるよう、相談体制を充実させます。

特に、育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の整備を図ります。

■思春期保健対策の充実

思春期保健対策は、次世代を担う子どもたちの健康づくりに直結する重要な課題です。心身の健康に関する必要な知識や態度を身につけ、健康について前向きに考えていけるようになることが重要です。性や不健康やせなど健康に関する思春期の課題は、次世代の心身の健康づくりに直結するものであり、その大切さを早い時期から認識しておくことが思春期以降の保健対策にもつながります。



子どもの心身の健康の保持・増進にあたっては、市や学校、医療機関等の各々単独での取組では限界があり、関係者が連携して社会全体として援助できる体制の整備を図ります。子どもの自殺予防対策として、児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見、原因の早期解消等に取り組み、児童生徒の心のケアを進める相談体制の充実を図ります。

また、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることにより、子どもたちが性に関する正しい知識を身につけ、望まない妊娠、性感染症、不妊症などの危険から自ら回避する力をつけるとともに、命の尊さ、家族の大切さ等を認識することで、責任ある行動がとれる子どもたちの育成を支援します。さらに、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る相談体制の充実等を進めます。

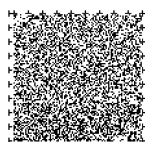
■小児医療体制の充実

少子化が進行する中で、次代の社会を担う子どもを守り育て、また保護者の子育てにおける安心の確保を図る点から、小児医療体制の整備を進めます。特に、小児救急や休日・夜間における医療体制を整備し、子育て家庭が安心できる環境の実現を図ります。

また、各家庭においては、信頼して気軽に診てもらえるかかりつけ医を持つよう、普及・啓発を図ります。

■食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。「ひ・まわり探検隊」の体験講座の中で子ども参加型の取組を進めます。

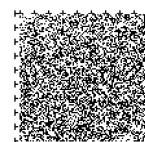


1-1-(1) 健康づくりの推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	離乳食講習会の実施	4か月児健康診査、10か月児保育相談にて栄養相談及び離乳食の試食の提供を行います。	保健相談センター
2	健康診査事業の実施	特定健康診査の対象外となる18歳から39歳の人に対し、生活習慣病予防対策の一環として、疾患あるいはリスクの早期発見を図ります。	保健相談センター
3	健康まつりの充実	疾病予防、健康体力づくり支援の場として、各年代に応じた食生活や運動のあり方などを啓発する場としてイベントを開催します。 また、親子でも参加できる体験型の内容を充実します。	保健相談センター
4	子どもの健康づくりの推進	子どもの頃から生活習慣病を予防するため、学校や公民館などと連携を図り、乳幼児期から思春期までを対象とした健康づくりを推進します。	保健相談センター

1-1-(2) すこやか親子支援事業の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
5	母子健康手帳の交付	妊産婦、乳幼児の健康状態を記録し、各種保健・育児に関する情報を提供できる手帳を交付します。	保健相談センター
6	妊婦健康診査助成券の交付	健やかな妊娠期を送り、安全な出産を迎えられるよう、妊婦健康診査助成券を交付し、受診を促します。	保健相談センター
7	妊婦歯科健康診査助成券の交付	妊婦や生まれてくる赤ちゃんの歯の健康を保つため、妊婦歯科健康診査助成券を交付し、受診を促します。	保健相談センター
8	パパ・ママ教室（両親学級）の開催	妊婦と夫や家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識を普及するとともに、子育ての仲間づくりの場となるよう、参加しやすく、交流しやすい教室を開催します。	保健相談センター
9	健康相談の充実	妊産婦や乳幼児を対象に、健康の保持・増進を支援するため、身体の計測や栄養、保育の相談内容を充実します。	保健相談センター
10	10か月児保育相談の充実	心身の成長・発達の著しい乳幼児期の節目にある10か月児を対象に、身体の計測や栄養、保育の相談及び歯科に関する講話・相談などを行います。また、相談等の待ち時間を利用した、ボランティアの協力による「絵本をとおした親子のふれあい」の推進などを例に、育児不安を軽減する事業を実施します。	保健相談センター
11	乳幼児健康診査の充実	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、身体の計測や診察、尿検査、栄養・保育相談などを行います。また、疾病や心身の発達の遅れを早期に発見し、治療や相談につながるよう適切な情報を提供します。	保健相談センター
12	妊産婦・新生児・乳幼児への訪問による相談及び支援の充実	妊産婦と新生児、乳幼児の中で、希望者や訪問による相談が必要と思われる人を対象に、安全な妊娠や出産、育児不安の軽減を図るため、保健師の訪問による支援を行います。 また、出産後の母の精神面を支援するための内容を充実します。	保健相談センター
13	育児学級（赤ちゃんサロン、子育て広場）の開催	3～4か月児や1歳未満児など該当する乳児と保護者を対象に、身体の計測や乳児の育児講話や親子遊びの体験、親同士の交流などを行います。	子育て応援課 保健相談センター
14	予防接種の実施	乳幼児や児童、生徒を対象に、感染症の発生やまん延を未然に防ぐため、各種定期予防接種を行います。	保健相談センター
15	健診未受診者等への訪問や電話による相談及び支援の充実	健診の未受診者を対象に、訪問や電話による相談及び支援内容を充実します。	保健相談センター



16	乳幼児の歯科保健の充実	1歳6か月児や3歳児健康診査受診者を対象に、歯科検診及び歯みがき指導を行います。 また、10か月児保育相談来所者に対して、歯科衛生士による歯科保健の講話や相談を行います。さらに、2歳児の歯とおやつの教室を実施し、歯科衛生士によるむし歯予防の話・口腔内テスト・歯みがき指導を行います。	保健相談センター
17	産前産後サポート事業の実施	産前産後の一定期間において、一時的に家事援助、育児援助を行います。	子育て応援課
18	多子世帯応援事業の実施	第3子以降の子どもが生まれた世帯を対象に、多子世帯育児用品カタログを配布し、育児用品を送ります。	子育て応援課

1-1-(3) 思春期保健対策の充実

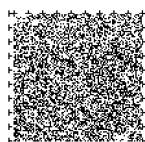
No.	事業名	事業内容	担当課
19	思春期における喫煙や薬物等に関する教育、心の問題への対応	未成年の喫煙・受動喫煙による健康への影響を防止するため、子どもとその保護者に対し、喫煙防止教育を実施します。また、性の問題や生活習慣が健康に及ぼす影響についても教育します。	学校教育課
20	いじめ等の問題に関する相談援助の推進	教育相談室において電話相談や面接相談を実施します。また、教職員に対しては、相談援助技術を向上するため、研修会を実施します。	学校教育課
21	思春期相談の充実	教育相談室において教育相談員と臨床心理士が電話相談や面接相談を実施します。 精神保健分野での相談については、精神保健福祉士・保健師・嘱託精神科医による相談を充実します。	学校教育課 保健相談センター

1-1-(4) 小児医療体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
22	小児救急医療体制の整備	診療を確保するために、休祝日・夜間診療所等に対し、運営負担金を交付し体制を整備します。	保健相談センター

1-1-(5) 食育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
23	地域における食育の推進	小学生に健全な食習慣を普及するため、夏休みに実施している「ひ・まわり探検隊」の体験講座の中で、食生活改善推進員の協力による料理講習会等を行います。	保健相談センター
24	保育所(園)、学校等における食育の推進	子どもの頃からの健康な体づくりを支援するため、食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につける「食育」を推進します。 また、地域の食文化を体験できるように、地元農畜産物や郷土料理について給食を通じて広めていきます。	子育て応援課 学校教育課



基本施策 1-2 地域における子育ての支援

■地域における子育て支援サービスの充実

身近な地域で、子育ての悩みの相談や情報交換ができるよう、親同士の交流の場や、子育て情報の発信・共有、市民同士の連携の強化、地域における子育てを支援する仕組みづくりを充実させます。

子育て総合支援センターでは、発達が緩やかな児童の通いの場、保健相談センターと連携した子育て世代包括支援センターとしての機能を有するとともに、地域子育て支援センターの統括機能を発揮して、全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。【第6章参照】

■保育サービスの充実

多様化する保育の需要に対応するためには、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備を図ります。【第6章参照】

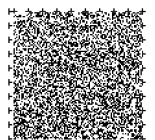
■子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育て応援パンフレット「きらきら」の作成・配布等による情報提供を行います。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

■児童の健全育成

遊びを通じての仲間関係の形成や子どもの社会性の発達と規範意識の形成を図るため、全ての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

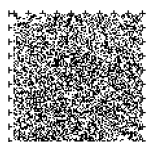


1-2-(1) 地域における子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）	18才になった年の年度末までの子どもを持つ家庭及び妊娠中の人がいる家庭に優待カードを配布し、協賛店舗を利用する際に、優待カードを提示することにより特典を受けられる旨の周知及び協賛店の募集を行います。	子育て応援課
2	家庭児童相談室の充実	18歳未満の子ども及び保護者を対象に、さまざまな問題の解決を図るため、電話や面接による相談及び訪問を行います。 また、利用を促進するため、相談室の周知に努めるなど事業を充実します。	子育て応援課
3	地域子育て支援センターの充実	子育て親子に交流の場を提供し交流を促進するほか、地域資源の情報提供及び子育てに関する相談や支援を行うため、地域子育て支援センターの充実を図ります。	子育て応援課
4	健康づくりボランティア団体による支援活動の推進	市民の主体的活動として、食生活や運動面から子育て家庭の健康づくりを支援する、食生活改善推進員及び運動普及推進員などボランティア団体による支援活動を推進します。	保健相談センター
5	子育てボランティアの育成及び支援	学校の余裕教室などを活用した放課後子ども教室などの活動を支援します。また、遊びや子育て情報の提供、子育てに関する相談、各種講座開催時の託児など多様な支援のできる、子育てボランティアや団体を育成します。	子育て応援課 生涯学習課 （社会福祉協議会）
6	ボランティアセンター登録者への支援	研修や派遣調整、活動に関する情報を提供するなど支援します。 また、会員を増やすため、ボランティアセンターへの登録を促進します。	（社会福祉協議会）
7	図書館ボランティアの育成及び活動の促進	絵本を通じた親子のふれあいや、子どもの自主的な読書活動を支援するため、図書館を中心に活動する図書館ボランティアを育成します。 また、活動機会を提供するなど活動を促進します。	生涯学習課 【図書館】
8	保育士による子育て出前講座の実施	子育てサークルなどを対象に、保育士の専門知識を生かし、親子の関わりや遊びなどを保護者に伝える、出前講座を行います。	子育て応援課
9	民生委員・児童委員、主任児童委員による相談活動への支援	地域の視点から子どもの成長や子育てを支援するため、子育てに関する各種制度等の情報を積極的に提供し、民生委員・児童委員、主任児童委員による相談活動を支援します。	生活福祉課

1-2-(2) 保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
10	一時的保育の充実	保護者が疾病や出産、通院、冠婚葬祭又はリフレッシュ等を理由に保育ができない就学前児童を対象に保育所などにおいて一時的に保育を行います。 また、多様なニーズに対応できるように提供施設の充実を図ります。	子育て応援課
11	ファミリー・サポート・センターの充実	保育所（園）への送迎や一時的な預かりなどを有償で行い、育児の援助を受けたい人と行いたい人からなる、子育てを地域で相互援助する会員組織の支援をします。 また、会員の確保に努めるとともに、事業内容を充実します。	子育て応援課

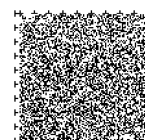


1-2-(3) 子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	事業内容	担当課
12	子育て情報紙発行への支援	ひだか子育てネットワークの母親有志が編集した子育て情報紙の発行を支援します。	子育て応援課 保健相談センター
13	各種パンフレットの作成及び配置	子育てに関する情報についてのパンフレットを作成します。 また、独自に作成したもの以外にも、関係機関が作成した各種パンフレットを公的機関や保育園、幼稚園、医療機関等の窓口配置するなど情報提供に努めます。	子育て応援課
14	市の広報やホームページの活用	市民に広く子育て情報が行き届くよう、市の広報紙やホームページを活用します。	子育て応援課
15	利用者支援事業（基本型）の実施	子育てに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保健相談センターが実施する「母子保健利用者支援事業（母子保健型）」と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施します。	子育て応援課
16	利用者支援事業（母子保健型）の実施	助産師、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援（子育て世代包括支援センターの実施）を提供します。	保健相談センター

1-2-(4) 児童の健全育成

No.	事業名	事業内容	担当課
17	保育所（園）における園庭開放の充実	乳幼児と保護者を対象に、入所児童や地域の子どもたちが一緒に遊ぶとともに、保育士が保護者の相談に応じ、保護者同士が交流できるよう、園庭を開放します。	子育て応援課
18	高根児童室の充実	乳幼児と保護者、小学生が安全に遊び交流する場を提供するほか、地域資源の情報提供及び子育てに関する相談や支援を行うため、子育て支援員を配置し地域子育て支援センターの機能を有した施設運営を実施します。	子育て応援課
19	子育ての仲間づくりへの支援	乳幼児と保護者を対象に、育児学級などの機会の中で、仲間づくりを促進します。	子育て応援課 保健相談センター
20	子育てサークルなどへの公共施設の開放	乳幼児と保護者、子育てを終えた人たちなどで組織された、市民団体として登録している子育てサークルを対象に、交流や情報交換が行える場として公共施設を開放します。	関係各課
21	保育所などにおける交流事業の実施	保育所などにおいて、入所児の家族や地域の住民を対象に、楽しみながら幅広い世代間の交流ができる季節に合わせた行事を行います。	子育て応援課
22	社会教育関係団体への支援	小・中学校PTAや子ども会育成連絡協議会などを対象に、活発な活動を促すため、補助金の交付や情報提供を行います。	生涯学習課



基本施策 1-3 子育てにかかる経済的負担への支援

■ 保育料などの負担軽減

少子化の大きな要因のひとつとして、子育てにかかる経済的負担が大きいことがあげられます。安心して子育てができる環境を整備するためには、子育て家庭の経済的基盤の安定と強化を図っていくことが必要です。

負担軽減の一助として、保育料の軽減等を図っていきます。

■ 医療費の助成

医療費等も負担に結びつきますので、今後も医療費助成を図っていきます。

■ 児童手当の支給

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、児童手当などの制度の周知に努め、充実を図っていきます。

1-3-(1) 保育料などの負担軽減

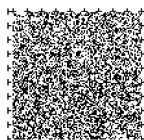
No.	事業名	事業内容	担当課
1	子育てのための施設等利用給付事業の実施	幼稚園などに通う主に3歳から5歳児の保育料を無償化し、保護者の入園料や預かり保育を含む保育料の経済的負担を軽減します。	子育て応援課
2	保育所などの保育料の軽減	保育所や認定こども園などへ通う児童について、兄や姉がいて同時に2人目以上の児童を入所させている保護者への保育料を軽減します。	子育て応援課
3	児童・生徒就学援助費及び奨励費補助事業の実施	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者を対象に、学用品・給食費など一部を援助します。	学校教育課
4	入学準備金融資制度の実施	高等学校等に進学を希望する者の保護者で、資金調達が困難な方を対象に、入学準備金を融資します。	教育総務課

1-3-(2) 医療費の助成

No.	事業名	事業内容	担当課
5	子ども医療費支給事業の充実	中学校修了までの子どもの保護者を対象に、医療費の一部を助成します。 また、指定医療機関等における現物給付を継続します。	子育て応援課
6	要保護・準要保護家庭医療費援助事業の実施	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者を対象に、学校の健康診断で治療勧告を受けた疾病に関わる医療費を援助します。	学校教育課
7	未熟児養育医療費支給事業の実施	未熟児が指定医療機関に入院した期間の入院医療費を助成します。	保健相談センター

1-3-(3) 児童手当の支給

No.	事業名	事業内容	担当課
8	児童手当の支給	中学生までの子どもを養育している保護者を対象に、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童手当を支給するとともに、制度の普及に努めます。	子育て応援課



基本目標 2 子育ても仕事も充実するまち

基本施策 2-1 子育てと仕事の両立の推進

■多様な保育サービスの提供

子育てと仕事の両立のため、子育てをしている親が安心して働くことができるように、延長保育、一時預かり保育、病児保育等、多様な保育サービスの提供体制の整備を行います。

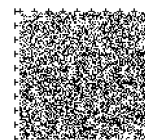
【第6章参照】

■サービスの質の評価と向上

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、情報公開やサービス評価等の取組を推進します。

2-1-(1) 多様な保育サービスの提供

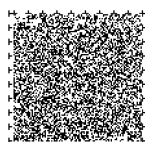
No.	事業名	事業内容	担当課
1	通常保育事業の実施	保護者の就労又は疾病等により家庭において保育をすることができない乳幼児を対象に、保育所や認定こども園などで保育します。	子育て応援課
2	延長保育事業の実施	民間保育園に通園する乳幼児の保護者を対象に、保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育します。	子育て応援課
3	夜間保育事業の実施	保護者が夜間に勤務する場合に、保育所で保育する事業の実施の必要性を検討します。	子育て応援課
4	トワイライトステイ(子育て短期支援事業)の実施	保護者が労働等により夜間や休日に家庭において保育することができない児童を対象に、児童養護施設等で夜間や休日に預かります。	子育て応援課
5	休日保育事業の実施	保護者が休・祝日に勤務する場合に、保育所などで保育する事業の必要性を検討します。	子育て応援課
6	学童保育室における保育の実施	保護者の就労又は疾病等により、放課後の家庭が常時留守になっている小学生を対象に、学童保育室で保育します。また、市内の学校の余裕教室を活用した学童保育室の整備を行います。	子育て応援課
7	病児・病後児保育事業	保護者の就労又は疾病等により、疾病や疾病の回復期にある児童を保育できない場合に、保育所などで保育士または看護師が保育する事業の充実を図ります。	子育て応援課
8	ショートステイ(子育て短期支援事業)の実施	保護者の労働又は疾病等により、家庭において保育することができない児童を対象に、児童養護施設等で一時的に短期間預かります。	子育て応援課
9	家庭保育室における保育の実施	3歳児未満の乳幼児を対象に、保護者が就労により保育ができない場合に、少人数の乳幼児を家庭的な環境にある施設で保育します。	子育て応援課



10	サービス提供体制の整備	待機児童0名を維持するため、保育サービスの提供体制の充実に努めます。	子育て応援課
11	家庭的保育事業の実施	保護者の就労や疾病等により家庭において保育することができない児童を対象とし、小規模保育事業所などの少人数規模の施設による保育を実施します。	子育て応援課
12	幼稚園の預かり保育事業の推進	夏休み等の長期休暇期間に、預かり保育を実施している幼稚園を支援します。	子育て応援課

2-1-(2) サービスの質の評価と向上

No.	事業名	事業内容	担当課
13	福祉サービスに関する第三者評価事業の実施	保育など福祉サービスに関する第三者評価事業の普及・啓発に努め、事業の実施を検討します。	子育て応援課



基本施策 2-2 仕事と生活の調和の推進

■男女共同参画の推進

性別による固定観念を取り除き、男女が自らの生き方を主体的に選択し、個性と能力を十分に発揮しながら生き生きと生活できる男女共同参画社会の実現を目指します。

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が共同して家事や育児を行うことができるよう、市民や事業所、団体を対象に講座を実施するなど、意識啓発を図ります。

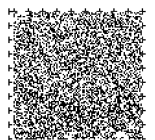
■父親の育児への参加促進

父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない状況にとどまっています。父親に対しても子育ての喜びを実感したり、子育ての責任を認識しながら、積極的な子育て参加を促進し、育児において積極的に役割を果たせるよう、男性を対象とした教室・講座等を開催し、啓発を行います。

■企業の理解促進

企業においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報・啓発を行います。【第6章参照】



■就労支援の充実

就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備を推進します。

また、保育及び放課後児童健全育成事業や、ファミリー・サポート・センターの充実等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開していきます。【第6章参照】

2-2-(1) 男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	男女共同参画の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が共同して家事や育児に参画できるよう、市民や事業所、団体を対象に講座を実施するなど、意識啓発を図るとともに、男女共同参画を推進します。	総務課

2-2-(2) 父親の育児への参加促進

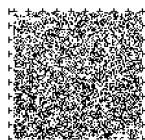
No.	事業名	事業内容	担当課
2	父子手帳の配布	夫婦で出産・育児に取り組むきっかけづくりとなるよう「パパ・ママ教室」の参加者に父子手帳を配布します。	保健相談センター
3	父親を対象とした子育て教室の開催	父親を対象に、男性の育児参加に関する講演会や、父親同士が交流し、悩みの共感、情報の共有ができる教室を開催します。	子育て応援課

2-2-(3) 企業の理解促進

No.	事業名	事業内容	担当課
4	ワーク・ライフ・バランスの啓発及び情報の提供	仕事と生活の調和の実現に向けて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、事業主や労働者に対し、意識の啓発を図るとともに、広報等を活用した情報提供を行います。	産業振興課
5	各種制度のPR	市内の事業所を対象に、市の広報紙や商工会報等を活用し、父親の育児休業や子ども看護休暇制度が盛り込まれた育児・介護休業法などの各種制度をPRします。	産業振興課

2-2-(4) 就労支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
6	内職相談の充実	子育てや介護などの理由により働きに出られない内職希望者に対し、求職の受付や相談、あっせんを行います。また、就業相談を含めた相談事業を検討します。	産業振興課
7	ハローワークからの求人情報の提供	毎週発行される「ハローワーク飯能求人情報」を市ホームページや庁舎1階ロビーに掲示します。	産業振興課



基本目標 3 子どもが安心して暮らせるまち

基本施策 3-1 子どもの安全の確保

■子どもの交通安全の確保

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童関連施設、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を段階的かつ体系的に行うとともに、交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成に努めます。

■防犯活動の推進

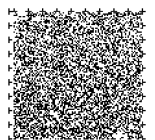
子どもを犯罪等の被害から守るため、関係団体や地域の協力のもとに、取り締まりや通学路等のパトロール、犯罪等に関する敏速な情報提供や情報交換等を推進します。

■被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けてしまった子どもに対して、精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、地域の見守りをはじめ、学校や児童相談所等の関係機関と連携したきめ細かな支援を行います。

3-1-(1) 子どもの交通安全の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
1	交通安全指導及び教室の実施	小・中学校の登下校時において、交通安全指導を行います。 また、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、子ども会などを対象に、交通安全教室を開催し、交通安全の推進を図ります。	危機管理課
2	交通安全推進団体への支援	家庭、地域からの交通安全を推進するため、日高市交通安全母の会に対し、活動費を補助するなど支援します。 また、会員の拡大を図るため、母の会だよりの発行など活動のPRに努めます。	危機管理課

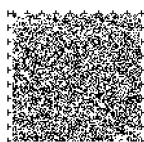


3-1-(2) 防犯活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
3	あんしんまちづくり学校パトロール隊事業の実施	小・中学生が犯罪被害にあわないよう、学校と地域等が一体となって防犯活動に取り組みます。 また、小・中学生の健全育成を図るため、全学校において、教職員やPTA、地域住民などのボランティアによるパトロールを行います。	学校教育課
4	防犯に関する情報提供	警察からの防犯情報を関係機関が連携して、保育所や学校などの施設や児童の保護者等へ提供し、防犯意識を高めるよう注意喚起します。	危機管理課 子育て応援課 学校教育課

3-1-(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
5	被害児童に対する支援活動の推進	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、相談業務に携わる職員等の相談援助技能の向上を図り、児童や保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援活動を実施します。	学校教育課 子育て応援課 保健相談センター
6	DVや児童虐待への対応、相談窓口の普及	DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待被害者に対する相談、支援、一時保護等を関係機関と連携し、対応します。 また、相談窓口の情報提供に努めます。	総務課 子育て応援課



基本施策 3-2 子育てを支援する生活環境の整備

■ 良好な居住環境確保の推進

子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されないファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進します。子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、小さな子どもがいる世帯に対する公営賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に取り組むとともに、民間賃貸住宅に関する情報提供を進めます。

■ 安全な道路交通環境の整備

全ての人々が安心して通行することができる道路交通環境の整備が求められています。駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進します。また、生活道路等において、歩道等の整備、車両速度を抑制するような交通安全施設の設置等の対策を進め、歩行者と車両が共存する安全で安心な道路空間を創出します。

また、事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。

■ 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れ等全ての人々が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化の推進に努めます。あわせて、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や利用者への配慮等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を推進します。

3-2-(1) 良好な居住環境確保の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	良質な住宅確保のための情報の提供	市営・県営住宅等に関する情報を提供します。 また、県営住宅の入居選考に関しては、18歳未満の児童が3人以上いる世帯に優先的取扱いを実施している情報を提供します。	都市計画課

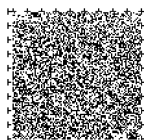
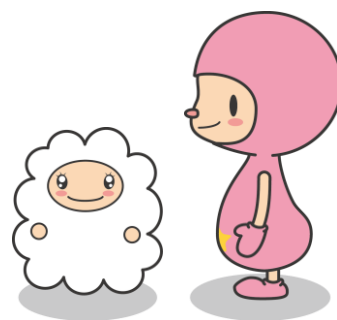


3-2-(2) 安全な道路交通環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
2	交通安全施設の整備	全ての人が安心して歩ける道路環境をつくるため、交通安全施設の設置及び維持管理を行います。	危機管理課
3	歩道等の整備	全ての人が安全に安心して通行できるよう、歩道等の整備を進めます。	建設課

3-2-(3) 安心して外出できる環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
4	生涯学習センター、公民館、総合福祉センター、文化体育館、総合公園など公共施設の施設整備	乳幼児と保護者などが、安全で楽しく活動できるように、授乳やオムツ交換ができるスペース（赤ちゃんの駅）を設置するなど、公共施設の施設整備に努めます。また、利用者の要望に対し、柔軟に対応できるように努めます。	都市計画課 教育総務課 生活福祉課 生涯学習課 【公民館・図書館】
5	学校施設修繕事業の実施	小・中学生の安全確保と施設維持のため、各小・中学校の施設の修繕及び改修工事を行います。	教育総務課



基本施策 3-3 要保護児童への対応

■ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待防止に向けた発生予防から早期発見・早期対応に努めます。

子育て中の親の精神的な負担を軽減するために相談・訪問による支援を行います。児童虐待の発生が疑われる場合には、児童相談所、保健、医療、教育、警察等の関係機関と情報を共有し、支援を行います。【第6章参照】

■ ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が増加しているなかで、ひとり親家庭等における児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、総合的な対策を適切に実施できるよう努めます。

ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を推進します。【第6章参照】

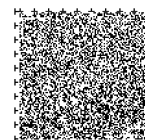
■ 障がい児施策の充実

障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の連携により、子どもの発達段階に合わせた適切な医療及び医学的な支援、教育における支援及び経済対策支援の充実に努めます。

また、障がいの有無に関わらず、ともに生活できる環境づくりが大切であり、そのためには、相談体制の充実や、保育所（園）、幼稚園、学校での受入れの推進等、各種の子育て支援事業との連携を図ります。【第6章参照】

3-3-(1) 児童虐待防止対策の充実

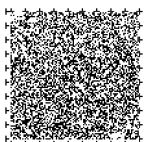
No.	事業名	事業内容	担当課
1	乳児家庭全戸訪問事業の実施	乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子育ての孤立化を防ぎます。また、新生児訪問と同時に実施し、内容の充実に努めます。	保健相談センター



2	養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要と思われる家庭を対象に、家庭訪問による支援を行い、家庭の中での適切な養育の実施を確保する事業を実施します。	保健相談センター
3	要保護児童対策地域協議会の開催	福祉や保健、医療、教育、警察などの関係機関が相互に連携し、児童虐待等の発生予防や早期発見・対応を図るために、会議を開催します。	子育て応援課
4	児童虐待相談体制の充実	通告者や被害者、当事者が児童虐待に関する相談をできるように、家庭児童相談室や福祉関係機関等の周知に努めるなど事業を充実します。また、子ども家庭総合支援拠点の整備を行います。また、職員等に対し、児童虐待防止に関する研修を行います。	子育て応援課
5	人権教育推進事業の実施	子どもの人権を無視した児童虐待の発生を予防し、早期に発見できる地域社会をつくるために、全ての大人が児童虐待に対する認識を深めるための講演会などを行います。	生涯学習課
6	「児童の権利に関する条約」の普及啓発	子どもの権利擁護を推進するため、広報紙等を活用し、条約の普及啓発に努めます。	子育て応援課
7	里親の普及促進	事情により、家庭での養育が困難となった子どもの健全な育成を図るため、県が実施する里親制度を広く周知します。	子育て応援課

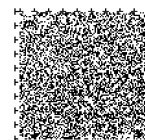
3-3-(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
8	自立支援教育訓練給付金の給付	母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就くために必要な資格や技能を身に付けるため、市が指定する教育訓練講座を受講する場合に、その費用の一部を助成します。	子育て応援課
9	高等職業訓練促進給付金等の給付	母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師などの就職に有利な資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、一定期間について手当を給付します。また、養成過程の修了後に一時金を給付します。	子育て応援課
10	母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭及び寡婦に対し、職業能力の向上や求職活動に関する支援、自立に必要な情報提供や相談などを行うため、母子・父子自立支援員を配置します。	子育て応援課
11	児童扶養手当の支給	18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母親又は父親もしくは養育者に対し、生活の安定と自立の促進を図るため、手当を支給します。	子育て応援課
12	ひとり親家庭等医療費支給事業の実施	ひとり親家庭の児童と母親もしくは父親又は両親のいない児童と養育者が、安心して医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子育て応援課
13	助産施設入所措置事業の実施	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により病院などで出産できない妊産婦を対象に、助産施設入所の措置を行います。	子育て応援課
14	母子生活支援施設入所措置事業の実施	さまざまな問題によって、児童の養育が困難な母子をともに施設に入所させ、保護します。また、生活や住宅、教育等さまざまな問題について相談に応じ、自立を支援します。	子育て応援課
15	ひとり親家庭の母又は父の就業支援の推進	ハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業を通じて、児童扶養手当受給者の就労支援を行います。また、県の就業支援専門員と連携し、就業支援を行います。	子育て応援課

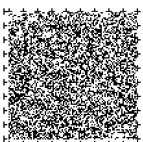


3-3-(3) 障がい児施策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
16	障がい児への訪問による相談及び支援	障がいがある子どもの発達を支援するため、相談及び支援を行います。	障がい福祉課
17	発育発達相談など相談事業の実施	乳幼児健康診査などで、心身の発達がゆるやかと思われる子どもとその保護者を対象に、医師などの専門職による疾病の早期発見や適切な相談支援を行います。	保健相談センター
18	発達に関する育児相談事業の充実	発達が気になる子どもの集団適応や保護者の育児不安軽減を目的として、親子あそびを中心とした「福祉幼児教室」及び乳幼児健診で見守りが必要となった子どもを対象にした「あそびひろば」を開催するほか、言語聴覚士及び臨床心理士による指導や検査、相談体制の充実を図ります。 また、保育所などを対象にした子どもの発達支援巡回事業を実施します。	子育て応援課
19	保育所（園）や学童保育室などでの障がい児受け入れ体制の整備	障がいや発達の緩やかな幼児や児童に対し、見守る保育士などを加えて配置するなど、保育所や学童保育室などの児童の受入体制を整備します。	子育て応援課
20	心身障がい児通学奨励費補助金の支給	特別支援学校に通学している障がい児の保護者を対象に、通学を奨励するため、保護者の経済的負担を軽減します。	障がい福祉課
21	補装具の交付・修理及び日常生活用具の給付	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい児を対象に、自立を支援するため、補装具の交付や日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課
22	障がい児福祉手当又は在宅重度心身障がい者手当の支給	在宅の重度障がい児を対象に、福祉の増進を図るため、手当を支給します。	障がい福祉課
23	障がい福祉サービスの給付	児童福祉法に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービス給付を行います。	障がい福祉課
24	障がい児生活サポート事業の実施	在宅の身体障がい者手帳及び療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている障がい児を対象に、障がい児の福祉の向上と介護者の負担軽減を図るため、市に登録された民間サービス団体を利用し、介護人の派遣等を行います。	障がい福祉課
25	移動支援事業の実施	屋外での移動に困難がある障がい児について、外出のための支援を行います。	障がい福祉課
26	日中一時支援事業の実施	障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい児等の家族の就労支援及び日常的に介護をしている家族の一時的な休息の確保を行います。	障がい福祉課
27	障がい児のための医療費の助成	重度心身障がい児を対象に、障がい児の保健と福祉の向上を図るため、医療費の助成を行います。	健康支援課
28	障がいについての理解を促すための市民への啓発	市民に対し、障がい者に対する「心の壁」を取り除くため、市の広報等を活用し、「障がい者の日」を周知するなど啓発を行います。	障がい福祉課
29	福祉スポーツ大会の開催	スポーツなどを通じて、障がい児相互、あるいは障がいのない人との交流が促進されるよう、スポーツ大会を開催します。	(社会福祉協議会)
30	小・中学校での福祉教育の実施	小・中学生を対象に、社会福祉に関する問題を解決する実践力を身につけるため、地域や老人福祉施設、障がい児（者）施設、特別支援学校との交流を行います。	学校教育課
31	レスパイトケア事業の実施	超重症心身障がい児を在宅で介助している家族の精神的負担及び肉体的負担を軽減するため、一時的に介助の代替を行うサービスを提供します。	障がい福祉課
32	軽・中等度難聴児に対する補聴器の給付	身体障がい者手帳の交付対象とならない、軽・中等度の難聴児に対し補聴器を給付することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。	障がい福祉課



33	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付	在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。	障がい福祉課
34	育成医療費の支給	障がい児の日常生活の便宜を増すために、障がいを改善したり、機能を回復できるような医療費の負担を軽減します。	障がい福祉課
35	相談支援事業の実施	障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う障がい者相談支援センターを運営します。	障がい福祉課
36	特別児童扶養手当の支給	精神または身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に対して、手当を支給します。	子育て応援課



基本目標 4 子どもが楽しく遊び、学べるまち

基本施策 4-1 子どもの遊びへの支援

■身近で魅力ある遊び場の整備

遊びは子どもたちにとって大きな楽しみであり、自然や友達とふれあいながら遊ぶことで、地域の中で子ども同士の仲間意識や社会性の基礎が形成され、児童健全育成において重要な意味をもっています。身近で魅力ある遊び場の整備を図ります。

■子どもの居場所の確保

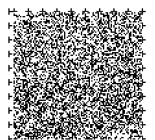
地域の協力を得て、スポーツや文化活動等を目的とした放課後における子どもの居場所づくりを推進します。【第6章参照】

4-1-（1）身近で魅力ある遊び場の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
1	既存公園（都市公園、ちびっ子広場、子ども広場、田波目ふれあい広場、巾着田及びふれあい広場、総合公園）の充実	子どもやその保護者が、子どもの年齢に応じて、安全で快適に楽しく過ごせる場を提供するために、公園などを維持管理します。 また、利用者の参画による維持管理を検討するなど事業内容を充実します。	環境課 産業振興課 子育て応援課 都市計画課
2	巾着田及びふれあい広場を活用した多様な交流事業の充実	子どもとその保護者が日高の自然や季節を感じられる機会を提供するために、広場等を維持管理します。 また、自然体験を通じ、市内外の親子同士の交流事業の実施を検討するなど事業内容を充実します。	産業振興課
3	児童遊園地遊具整備事業の実施	地域からの要望により、公会堂や神社等の敷地内に設置した児童遊園地遊具の維持管理等を行います。	(社会福祉協議会)

4-1-（2）子どもの居場所の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
4	放課後子ども教室の実施	小学生を対象に、放課後の学校施設を利用して地域のボランティア指導員によるスポーツや文化活動を通じ、地域との交流を図ります。 また、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブとの一体型又は連携型を実施していくため、関係機関との連携を図ります。	生涯学習課 子育て応援課
5	コミュニティ食堂の活動支援	無料又は低額で食事を提供し、集まる子どもや地域住民が食を通じてつながるコミュニティ食堂の取組に対し支援を行い、共助の輪を広げる機会の拡大とネットワークの構築を図ります。	(社会福祉協議会)



基本施策 4-2 多様な体験機会の確保

■地域活動の促進

子どもの自主性や豊かな心、健やかな体の育成は、子どもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代の社会を担う子どもが、個性豊かに生きる力を身に付けるためのさまざまな地域活動を促進していきます。

■文化・芸術活動の促進

子どもの感性を高め、心の豊かさを育むため、子どもにとって魅力的な文化・芸術活動を促進します。本に親しむことも、大切です。本にふれる機会を増やしていきます。

■スポーツ・レクリエーション活動の促進

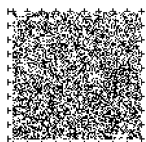
子どもの健全な成長には、スポーツやレクリエーション活動が不可欠です。各種のスポーツ教室やイベントを充実し、スポーツやレクリエーションに親しむ機会を増やしていきます。

■自然・環境活動の促進

体の健康と心の豊かさを育むため、自然とのふれ合いの機会を増やしていくことが必要になっています。

4-2-(1) 地域活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	地域活動・ボランティア活動の推進	小・中学生を対象に、社会性や思いやりの心を育むため、子どもたちがボランティアとして地域活動や公民館活動に参加できるよう事業実施に努めます。	生涯学習課【公民館】
2	ひ・まわり探検隊事業の実施	小学生の夏季休業にあわせ、スタンプラリー等により市の歴史、文化等を学ぶ機会を提供し、将来を担う子どもたちの、ふるさと意識の醸成を図ります。また、公民館サークル、各種団体、学校、企業等による多種多様な体験教室を提供します。	生涯学習課
3	民間活力による青少年対策促進事業の実施	「地域の子どもは地域で守る」を合言葉に、地域、家庭、青少年関係団体等が互いに連携し一体となり、多くの市民が参加する青少年育成のための活動を展開します。また青少年関係団体を支援します。	生涯学習課
4	日高市民まつりの開催	「ふるさと日高、元気な日高」を創出するため、日高の産業に親子で親しみ、楽しめるイベントを開催します。	産業振興課



5	あいあいまつりの充実	総合福祉センターにおいて、福祉ボランティア団体による出店や活動PR、フリーマーケット、また、子ども向けアトラクションを行い、親子で楽しめる福祉・ボランティアの祭典を行います。	(社会福祉協議会)
---	------------	---	-----------

4-2-(2) 文化・芸術活動の促進

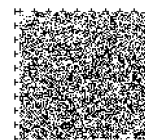
No.	事業名	事業内容	担当課
6	「布の絵本」事業の実施	全ての子どもたちのために視覚や触覚により多角的に学べるように、ボランティア団体が作成した布の絵本を、貸出や学校訪問などで使用できるよう整備します。	生涯学習課 【図書館】
7	本との出会い・読書ふれあい事業の実施	図書館が中心となり、ボランティアや学校と協力して「おはなしポケット」「チムチムくらぶ」「かがくあそび」、また、学校を訪問しての「おはなし会」「ブックトーク(本の紹介)」の講座を実施します。	生涯学習課 【図書館】
8	図書館での子ども映画会などの開催	親子で楽しめる内容の映画を上映する子ども映画会を開催します。また、上映した映画の原作本を紹介するなど、読書活動の推進に努めます。	生涯学習課 【図書館】
9	新春ファミリーコンサートの開催	生演奏のクラシックコンサートを親子で鑑賞することで、家族のコミュニケーションを深めるとともに、子どもたちの情操を育むことを目的に、コンサートを開催します。	生涯学習課
10	子ども俳句展の開催	小学生を対象に、夏季休業中に詠んだ俳句を募集し、子どもの持つ豊かな感性や、想像力を育てます。また、優秀作品を表彰するとともに市俳句展において展示します。	生涯学習課

4-2-(3) スポーツ・レクリエーション活動の促進

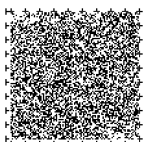
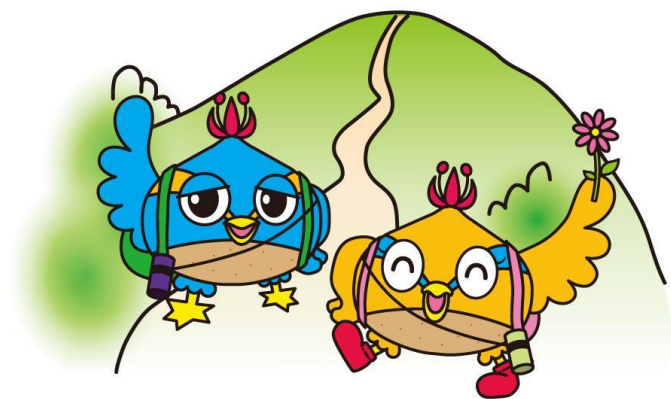
No.	事業名	事業内容	担当課
11	各種スポーツ教室の開催	市体育施設の指定管理者が実施する各スポーツ教室の開催を支援します。	生涯学習課
12	各種スポーツイベントの開催	中学生以上を対象に、ソフトバレーボール大会などを通じ、健康・体づくりを支援します。また、「日高かわせみマラソン大会」など親子でスポーツに親しめるイベントの開催を支援します。	生涯学習課
13	スポーツ団体の育成	小学生の健康と体力の増進などを図るため、各種スポーツの指導を行う団体を育成します。	生涯学習課

4-2-(4) 自然・環境活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
14	節水や水の再利用の啓発及び普及	小学生を対象に、水道施設の見学を受け入れ、節水や水の再利用思想の普及を図ります。	水道課
15	生活・自然活動体験の充実	小・中学生を対象に、世代間・地域間交流を図り、創造力豊かなたくましい子どもの育成に努めるため、農業体験、合宿通学などの生活体験やさまざまな自然体験事業を実施します。	生涯学習課【公民館】
16	自然観察会の実施	小学生を対象とした自然観察会を夏季休業期間に実施します。	環境課



17	清流保全対策事業の実施	小・中学生を対象に、清流保全意識の啓発を図るため、ポスターを募集し、市民まつり会場—などに展示します。	環境課
18	川ガキ・山ガキ自然塾の実施	小学校高学年を対象に、高麗郷古民家に宿泊しながら学年や住んでいる地域の異なる友達と一緒に川遊びや山遊びなどの自然体験を行い、ひだかの自然を学ぶ。	環境課



基本施策 4-3 特色ある教育の充実

■個性を生かす幼児・学校教育の推進

幼児期は人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえて、家庭や保育所（園）、幼稚園、小・中学校、地域が連携した教育環境の整備が必要です。

また、次代の社会を担う子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための取組が求められています。

■教育相談の充実

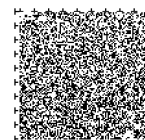
子どもの成長に応じて、家庭や保育所（園）、幼稚園、小・中学校、地域が連携した教育環境や教育相談体制を整備します。

■特別支援教育の充実

障がいのある子ども及びその親にとって、一人一人のニーズに合った適切な学校教育を受けることは重要です。障がいの状態などに応じて、きめ細かな教育的支援を行うために、各学校等における特別支援体制の充実や、学校生活の中で障がいの有無に関わらず、ともに生活し、互いに成長しあう環境の整備を行います。

4-3-(1) 個性を生かす幼児・学校教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	AETを活用した国際理解教育の実施	各学校区に1人以上、英語を母国語とした外国人の英語指導助手を配置し、小・中学生を対象に、国際理解教育を行います。	学校教育課
2	中学生海外派遣事業の実施	中学生を対象に、海外での生活体験による国際理解を図るため、海外に派遣する事業を実施します。	学校教育課
3	教育機器等の整備	小・中学生の学習意欲の向上や授業等の円滑な進行を図るため、教育機器等を整備し、社会の変化に対応した教育環境を整備します。	学校教育課
4	学校施設等利用促進事業の実施	余裕教室などの施設を、地域住民が有効活用し、学校と地域との交流、連携を図ります。	教育総務課 学校教育課
5	教育の情報化の推進	小・中学生を対象に、教育の情報化の推進を図るため、各学校のコンピュータ教室のハード面やソフト面とともに教育内容を充実します。	学校教育課
6	保育所（園）、幼稚園の情報提供	保育や教育内容に関する案内資料を作成したり、広報やホームページに掲載して情報提供を行います。	子育て応援課

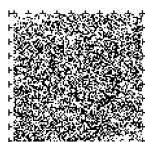
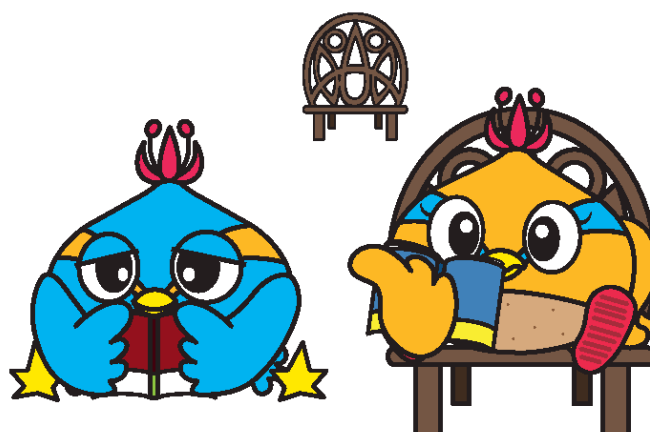


4-3-(2) 教育相談の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
7	ふれあい相談員やスクールカウンセラーによる相談の実施	小・中学生とその保護者、教員を対象に、教育相談を行います。 また、専門的知識を持つふれあい相談員やスクールカウンセラーによる相談を行います。	学校教育課
8	教育相談室での教育相談の実施	教育相談員が保護者や教員の相談にあたり、問題解決に必要な指導や助言を行います。	学校教育課
9	学校適応指導教室「ユリイカ」での支援	教育指導員が不登校児童生徒の適応指導に関わる相談と援助等を行います。	学校教育課
10	子どもの学習支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の中学生や高校生を対象に学習支援・進路相談を行います。	生活福祉課

4-3-(3) 特別支援教育の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
11	就学支援事業の実施	就学予定の障がいのある幼児や小・中学生の保護者を対象に、就学についての支援や相談を行います。	学校教育課
12	特別支援学級の設置	小・中学校に通う障がいのある児童生徒を対象に、一人一人に合った適切な教育を推進する学級を設置します。 また、通常の学級に通う児童生徒との交流の機会の確保に努めます。	学校教育課



基本施策 4-4 次代の親の育成

■いのちを大切にすることを大切にする機会の充実

次代の社会を担う子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所（園）、幼稚園、児童関連施設、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児や妊産婦とふれ合う機会を広げるための取組を推進します。

■生きる力の育成に向けた教育環境の整備

子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、道徳教育の指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、学校の教育環境等の整備に努めます。

■家庭や地域の教育力の向上

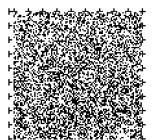
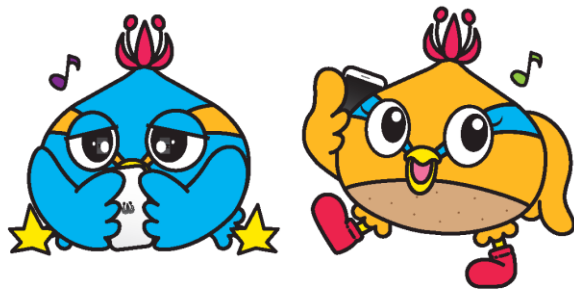
学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

また、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域や学校を始めとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実させるとともに、養成した人材を活用した支援等のコミュニティの協働による家庭教育支援を強化します。

■有害環境対策の推進

書籍やテレビ、映像ソフト、ウェブサイト等における性や暴力等に関する有害情報や、インターネット上のいじめ等は、子どもたちに悪影響を与えています。これらは携帯電話（スマートフォン）やSNSを通じて、子どもたちが容易に閲覧できる状況にあります。

このため、携帯電話（スマートフォン）及びSNS等におけるフィルタリングや各種サービスの普及促進に努めます。



4-4-(1) いのちを大切にできる機会の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	小・中学生と乳幼児とのふれあい体験の実施	次代の親となる小・中学生に対し、いのちの大切さを実感できるよう、乳幼児とふれあう機会をつくります。	学校教育課
2	子どもの心と健康への支援	小児精神保健医療に関する情報の提供を行うなど、子どもの心と健康への支援を行います。	保健相談センター
3	学校人権教育推進事業の実施	学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める教育を行います。	学校教育課

4-4-(2) 生きる力の育成に向けた教育環境の整備

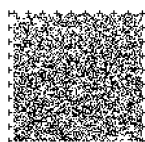
No.	事業名	事業内容	担当課
4	中学生職場体験事業の実施	中学生を対象に、将来の進路選択の参考となるよう、市内の農家や商店、工場、企業、公共施設においてさまざまな職場体験活動を行います。	学校教育課

4-4-(3) 家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	事業内容	担当課
5	幼児家庭教育学級の充実	幼児の保護者を対象に、家庭での教育のあり方や子どもへの接し方を学ぶ機会を提供します。また、参加者同士の交流から、子育てに役立つ情報を交換し合えるよう、支援内容を充実します。	生涯学習課【公民館】
6	社会教育指導員の配置	子育て中の保護者やPTAなどの社会教育関係団体を対象に、家庭教育や人権教育を行う専門的知識を持った指導者を配置します。	生涯学習課

4-4-(4) 有害環境対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
7	非行防止対策の推進	中学校や日高高等学校の生徒を対象に、青少年育成日高市民会議等の協力により、薬物乱用防止キャンペーンや啓発リーフレットを配布するなど非行の防止に努めます。	生涯学習課
8	青少年に有害な環境対策の推進	青少年育成日高市民会議等の協力のもと、青少年に有害なピア等の排除や非行及び犯罪を未然に防止するために、夜間パトロール等を行います。	生涯学習課
9	インターネット等による有害情報へのアクセス防止	各学校とNPO法人等が連携をし、非行防止教室等において、児童生徒・保護者にネットモラル遵守の大切さと有害情報へのアクセス防止等の指導、情報提供、啓発活動を行います。	学校教育課



第5章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、保護者や子どもが居宅より移動することが可能な区域であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制確保の実施単位として設定するものをいいます。したがって、子ども・子育て支援事業計画の各施策においては、設定した教育・保育提供区域ごとに量の見込み（教育・保育施設及び地域型保育事業又は地域子ども・子育て支援事業の利用二一ズ量の見込みをいいます。）及び確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業又は地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の方策をいいます。）を定めます。

本市の教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して設定しています。

【教育・保育提供区域】

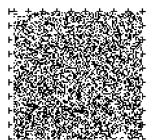
本市の教育・保育提供区域は、基本の区域を市全域とします。ただし、地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童健全育成事業においては、その提供区域を小学校区単位とします。

【区域設定の考え方】

本市における保育所、幼稚園、一時預かり事業などの利用状況をみると、利用希望先と利用者の居住地域は、必ずしも一致するものではなく、保護者の勤務地や通勤経路、利用施設の特色や周辺環境などにより、利用を希望する理由は、さまざまです。また、本市の地理的条件や交通事情から、利用者の利用可能地域は限定されるものではないと考えられます。

一方、放課後児童健全育成事業においては、その利用が小学校に在学している児童に限られています。

これらのことから、基本の区域は、市域全体を1区域とし、放課後児童健全育成事業に係る区域については、小学校区単位で設定することとします。



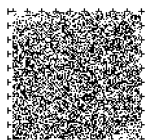
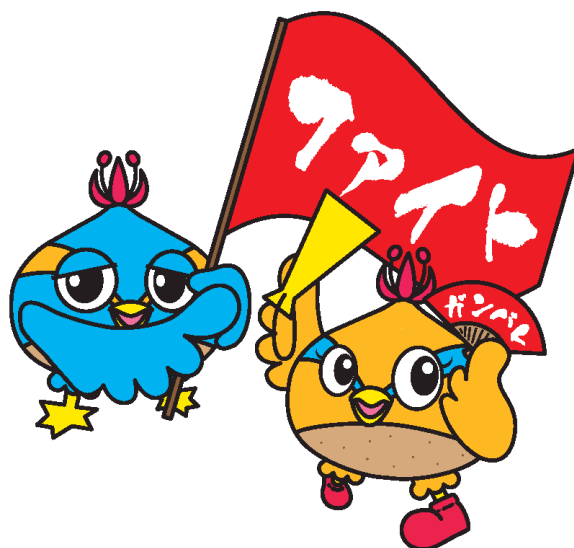
【用語の解説】

教育・保育：教育・保育施設及び地域型保育事業所で行う幼児期の学校教育及び児童福祉法の保育をいいます。

教育・保育施設：幼稚園、認定こども園、保育所をいいます。

地域型保育事業：家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業をいいます。

地域子ども・子育て支援事業：子ども・子育て支援法第59条に規定する13の事業をいいます。



2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

※ 教育・保育施設や地域型保育事業を利用する子どもに係る認定区分は、次のとおりです。

1号認定：子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合の認定

2号認定：子どもが満3歳以上で、保育所等での保育を希望する場合の認定

3号認定：子どもが満3歳未満で、保育所等での保育を希望する場合の認定

現状の利用状況およびニーズ調査結果から算出した「量の見込み」に対応できるよう、「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

（1）幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

【量の見込みと確保方策】

平成30年度及び令和2年度に2園が認定こども園へ移行しますが、市内の幼稚園（2園）の令和元年度の定員は540名あり、今後の計画年度においても、この提供体制で量の見込みを上回る定員が確保されると見込んでおります。

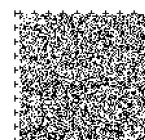
（単位：人）

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み	市内居住児童	1号認定	336	321	292	273	252
		2号認定(幼稚園)	100	100	100	100	100
	市外居住児童		150	150	150	150	150
② 確保方策	市外施設での確保人員		90	90	90	90	90
	市内施設の定員	市内人員	665	665	665	665	665
		市外人員	115	115	115	115	115
		計	780	780	780	780	780
	※特定教育・保育施設		240	240	240	240	240
※確認を受けない幼稚園		540	540	540	540	540	
②-①			△284	△299	△328	△347	△368

※特定教育・保育施設とは、教育・保育施設（認定こども園や幼稚園）のうち、子どもに係る認定手続を必要とすること等の確認を受けた施設をいいます。

※確認を受けない幼稚園とは、子どもに係る認定手続を要せず、従前どおりの運営を継続する幼稚園をいいます。

なお、確保する定員は、1号認定（2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものを含む。）の児童の量の見込みに対して設定しています。



【確保方策の内訳】

(市外の施設において確保する「市内居住児童のための人員」)

(単位：人)

市外施設の所在地	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
川越市	50	50	50	50	50
飯能市	31	31	31	31	31
狭山市	5	5	5	5	5
坂戸市	2	2	2	2	2
鶴ヶ島市	2	2	2	2	2
毛呂山町	0	0	0	0	0
合計	90	90	90	90	90

(市内の施設において確保する「市外居住児童のための人員」)

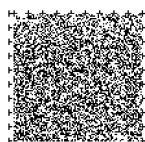
(単位：人)

市外居住児童の住所地	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
川越市	50	50	50	50	50
飯能市	80	80	80	80	80
狭山市	10	10	10	10	10
坂戸市	5	5	5	5	5
鶴ヶ島市	5	5	5	5	5
毛呂山町	0	0	0	0	0
合計	150	150	150	150	150

(市内の施設において確保する定員)

(単位：人)

市内施設の種別	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
特定教育・保育施設	240	240	240	240	240
認定こども園	240	240	240	240	240
幼稚園	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	540	540	540	540	540
合計	780	780	780	780	780



(2) 保育所・認定こども園（2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

【量の見込み】

平成31年4月現在における3～5歳児の保育所入所希望児童（入所中児童含む。）数の3～5歳児人口に対する割合により、各年度の推計児童人口（3～5歳児人口）から量の見込みを算定しています。

【確保方策】

前期計画より引き続き、初年度（令和2年度）でも量の見込みを市内施設の定員が上回るが見込まれる。今後は、保育ニーズを慎重に見極めながら公立保育所の定員の見直しを検討していきます。

（単位：人）

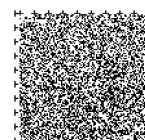
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
① 量の 見 込 み	市内居住児童	498	483	450	426	408	
	市外居住児童	10	10	10	10	10	
② 確 保 方 策	市外施設での確保人員	15	15	15	15	15	
	市内施設の定員	市内人員	636	636	636	636	636
		市外人員	10	10	10	10	10
		計	646	646	646	646	646
	特定教育・保育施設	646	646	646	646	646	
②-①		△153	△168	△201	△225	△243	

【確保方策の内訳】

（市外の施設において確保する「市内居住児童のための人員」）

（単位：人）

市外施設の所在地	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
川越市	3	3	3	3	3
飯能市	8	8	8	8	8
狭山市	4	4	4	4	4
坂戸市	0	0	0	0	0
鶴ヶ島市	0	0	0	0	0
毛呂山町	0	0	0	0	0
合計	15	15	15	15	15



(市内の施設において確保する「市外居住児童のための人員」)

(単位：人)

市外居住児童の住所地	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
川越市	5	5	5	5	5
飯能市	3	3	3	3	3
狭山市	2	2	2	2	2
坂戸市	0	0	0	0	0
鶴ヶ島市	0	0	0	0	0
毛呂山町	0	0	0	0	0
合計	10	10	10	10	10

(市内の施設において確保する定員)

(単位：人)

市内施設の種別	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
特定教育・保育施設	646	646	646	646	646
認定こども園	96	96	96	96	96
幼稚園	550	550	550	550	550
合計	646	646	646	646	646

(3) 保育所・認定こども園・地域型保育事業（3号認定、0～2歳児）【提供区域：市全域】

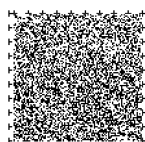
1) 0歳児

【量の見込みと確保方策】

母親の就業率の上昇が見込まれているが、初年度（令和2年度）の定員が量の見込みを上回ることから、各年度の提供体制において、この定員を維持していきます。

公立保育所において保育ニーズを見極めながら、市内3施設の定員について検討をしていきます。

今後も出産後に職場復帰を希望される母親の保育ニーズを見込みながら、小規模保育事業所などの新設についても調整をしていきます。



(単位：人)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
① 量の 見込み	市内居住児童	62	60	59	59	58	
	市外居住児童	0	0	0	0	0	
② 確保 方策	市外施設での確保人員	0	0	0	0	0	
	市内施設の定員	市内人員	63	63	63	63	63
		市外人員	0	0	0	0	0
		計	63	63	63	63	63
	特定教育・保育施設	57	57	57	57	57	
	特定地域型保育事業	6	6	6	6	6	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	
②-①		△1	△3	△4	△4	△5	

【確保方策の内訳】

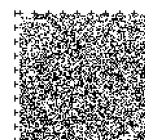
(市内の施設において確保する定員)

(単位：人)

市内施設の種別	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
特定教育・保育施設	57	57	57	57	57
認定こども園	14	14	14	14	14
保育所	43	43	43	43	43
※特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
小規模保育事業	3	3	3	3	3
家庭的保育事業所	1	1	1	1	1
事業所内保育事業所	2	2	2	2	2
※認可外保育施設	0	0	0	0	0
合計	63	63	63	63	63

※特定地域型保育事業とは、地域型保育事業（小規模保育事業等）のうち、子どもに係る認定手続を必要とすること等の確認を受けたものをいいます。

※認可外保育施設とは、家庭保育室など県や市が独自に助成している施設をいいます。



2) 1・2歳児

【量の見込み】

平成31年度4月現在における1・2歳児の保育所入所希望児童（在園児を含む。）数の1・2歳児人口に対する割合により、各年度の推計児童人口（1・2歳児人口）から量の見込みを算出しています。

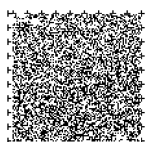
【確保方策】

母親の就業率の上昇が見込まれているが、初年度（令和2年度）の定員が量の見込みを上回ることから、各年度の提供体制において、この定員を維持していきます。

公立保育所において保育ニーズを見極めながら、市内3施設の定員について検討をしていきます。

（単位：人）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
① 量 の 見 込 み	市内居住児童	284	268	269	260	253	
	市外居住児童	5	5	5	5	5	
② 確 保 方 策	市外施設での確保人員	10	10	10	10	10	
	市内施設の定員	市内人員	279	279	279	279	279
		市外人員	5	5	5	5	5
		計	284	284	284	284	284
	特定教育・保育施設	259	259	259	259	259	
	特定地域型保育事業	25	25	25	25	25	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	
②-①		△5	△21	△20	△34	△41	



【確保方策の内訳】

(市外の施設において確保する「市内居住児童のための人員」)

(単位：人)

市外施設の所在地	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
川越市	3	3	3	3	3
飯能市	5	5	5	5	5
狭山市	2	2	2	2	2
坂戸市	0	0	0	0	0
鶴ヶ島市	0	0	0	0	0
毛呂山町	0	0	0	0	0
合計	10	10	10	10	10

(市内の施設において確保する「市外居住児童のための人員」)

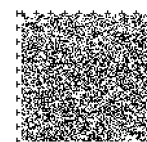
(単位：人)

市外居住児童の住所地	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
川越市	2	2	2	2	2
飯能市	2	2	2	2	2
狭山市	1	1	1	1	1
坂戸市	0	0	0	0	0
鶴ヶ島市	0	0	0	0	0
毛呂山町	0	0	0	0	0
合計	5	5	5	5	5

(市内の施設において確保する定員)

(単位：人)

市内施設の種別	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
特定教育・保育施設	259	259	259	259	259
認定こども園	62	62	62	62	62
保育所	197	197	197	197	197
特定地域型保育事業	25	25	25	25	25
小規模保育事業	16	16	16	16	16
家庭的保育事業所	4	4	4	4	4
事業所内保育事業所	5	5	5	5	5
認可外保育施設	0	0	0	0	0
合計	284	284	284	284	284



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業（基本型・母子保健型）【提供区域：市全域】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援情報を提供し、必要に応じ相談・助言等を行う子ども・子育て利用者支援専門員を配置します。

また、子育て世代包括支援センターとして、保健相談センターに配置された母子保健利用者支援専門員と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う事業です。

【量の見込み】

子育て中の親子の身近な場所に設置することが望ましいことから、子育て支援事業及び母子保健事業の中心的役割を担う施設に設置します。

【確保方策】

乳幼児及びその保護者にとってより身近な場所で子育て支援を行うため、子育て総合支援センターで基本型を、保健相談センターで母子保健型をそれぞれ1か所で実施します。

(単位：か所)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

(2) 地域子育て支援拠点事業【提供区域：市全域】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

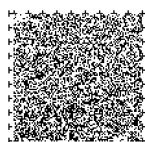
【量の見込み】

令和元年度上半期の月間利用者数の平均値(1,639人)を基準として、令和元年度以降各年度の推計人口(0歳から2歳児人口)の変動を加味して量の見込みを算出しています。

【確保方策】

量の見込みに対する提供体制を確保するため、地域子育て支援センター「ぬくぬく」及び高根児童室のほか、民間事業所(地域子育て支援センター「くるみ」、地域子育て支援センター「ちきんえつぐ」)への委託運営を併せた4か所の実施体制を継続していきます。

令和元年度の年間見込利用者数から算出した月間利用者数の平均値(1,750人)を基準として、令和2年度以降各年度の推計人口(0歳から2歳児人口)の変動を加味して算出しています。



	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
量の見込み(人回)・(月間)	1,565	1,493	1,472	1,430	1,391	
参考 (人回)・(年間)	18,780	17,916	17,664	17,160	16,692	
確保方策	(か所)	4	4	4	4	4
	(人回)・(月間)	1,671	1,594	1,571	1,527	1,485

(3) 妊婦健康診査【提供区域：市全域】

健やかなマタニティライフをおくるために妊婦健康診査を定期的を受診し、医師や助産師などの専門家のアドバイスを受けて、積極的に健康管理に取り組む事業です。

【量の見込み】

これまでの妊婦届出数により、今後の人口推計の割合を用いて、令和2年度以降の見込みを算出しています。

【確保方策】

全国の医療機関において受診可能とし、検査項目については、妊娠初期、中期、後期における14項目及び妊娠期全期間における2項目の検査を実施します。

(単位：人)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	269	261	252	247	240
確保方策	実施機関：医療機関 検査項目：基本 14 項目+2 項目 実施時期：妊娠期				

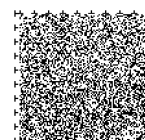
*0 歳児の推計値とした。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業【提供区域：市全域】

概ね生後4か月になるまでのお子さんがある全ての家庭を訪問員が訪問し、子育てに関する悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなげる事業です。

【量の見込みと確保方策】

0 歳児の推計値を用いて、令和2年度以降の見込みを算出して、それに対する提供体制を確保していきます。



(単位：人)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	269	261	252	247	240
確保方策	実施機関：子育て応援課・保健相談センター 実施：保健師、母子保健利用者支援専門員				

*0 歳児の推計値とした。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）【提供区域：市全域】

養育支援訪問事業は、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭に対して、ホームヘルパーによる育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭が抱える養育上の諸問題について、解決や軽減を図るための事業です。

【量の見込み】

養育支援訪問事業は、過去の実績により対応件数の見込みを算出しています。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、平成27年以降の対象児童数を考慮し各年度の量の見込みとしています。

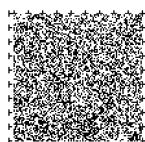
【確保方策】

養育支援訪問事業は、保健師に加え埼玉県助産師会所沢地区など、専門的な知識や技術を備える団体、又は民間事業者に委託することで、支援事業の目的である妊娠、出産及び育児期に養育支援を特に必要な児童や養育者・家庭にきめ細かく専門的で高度な支援が可能となります。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、専門職員が要保護児童の支援を行い、その対応結果を基に今後の対応方策等について、地域の団体等からなる要保護児童対策地域協議会において情報共有・連携強化を図っていきます。

(単位：人)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
養育支援訪問事業	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	実施機関：子育て応援課・保健相談センター 実施：保健師、埼玉県助産師会所沢地区など				
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	量の見込み	40	40	40	40	40
	確保方策	実施体制：2人 実施機関：福祉事務所 要保護児童対策地域協議会				



（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）【提供区域：市全域】

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））ですが、ここでは、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）について述べています。

【量の見込みと確保方策】

利用実績の多かった平成 30 年度の利用人数（49 人日）を基に、各年度の量の見込みとし、引き続き児童養護施設において提供体制を確保していきます。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)	50	50	50	50	50
確保方策(人日)	50	50	50	50	50

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児） 【提供区域：市全域】

子育て援助活動支援事業は、児童（乳幼児や小学生等）の預かり等の援助を受けることを希望する会員と、当該援助を行うことを希望する会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業ですが、ここでは、就学児（小学生）の利用について述べています。

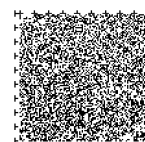
【量の見込みと確保方策】

平成 27 年度以降の利用実績及び増加率を考慮し、平成 30 年度実績（594 人日）を基準として令和 2 年度以降各年度の事業の受け入れ体制の整備状況等を加味して量の見込みを算出しています。

量の見込みに対して、援助を行う会員の確保に努め、提供体制を確保していきます。

（単位：人日）

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	合計	599	604	610	616	622
	低学年	576	580	586	592	598
	高学年	23	24	24	24	24
確保方策		599	604	610	616	622



（８）一時預かり事業等【提供区域：市全域】

①【一時預かり事業（幼稚園型）】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となっている乳幼児に対し、幼稚園、保育所、認定こども園やその他の場所において、一時的に児童を預かり必要な保育を行う事業です。

【量の見込みと確保策】

幼稚園在園児のうち1号認定の児童については、全児童が年間平均3.2日に利用し、2号認定の児童については、全児童が毎日利用することを見込んでいます。

量の見込みに対し各施設において児童の受け入れ体制を確保できるように支援してまいります。

（単位：人日）

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	1号認定による利用	1,395	1,347	1,254	1,193	1,126
	2号認定による利用	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型）	26,395	26,347	26,254	26,193	26,126

※法第59条第10号に規定する事業のうち、幼稚園在園児対象型の「延べ利用人数」を記載しています。

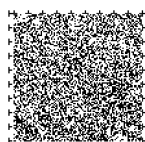
②【一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く））、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

【量の見込みと確保方策】

一時預かり事業（在園児対象型を除く）については、市内4施設で年間1000名程度の受け入れが可能であることから、全体の人口減少と利用希望児童数の上昇を考慮して令和2年度以降についても同程度の利用と見込み、保育所において提供体制を確保してまいります。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）については、平成27年度以降増回傾向であり平成30年度の利用実績が約158人日であることから、令和2年度以降各年度においては、平成30年度を基準として160人日の利用を見込み、援助を行う会員の確保に努め、提供体制を確保してまいります。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、平成27年度以降増加傾向であり平成30年度実績が214人日であることから、令和2年度以降各年度においては、平成30年度実績を基準として220人日の利用を見込み、児童養護施設において提供体制を確保してまいります。



(単位：人日)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
確保方策	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
一時預かり事業(在園児対象型を除く)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	160	160	160	160	160
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	220	220	220	220	220

※法第59条第10号に規定する事業のうち、幼稚園在園児対象型以外の「延べ利用人数」を記載しています。

(9) 延長保育事業【提供区域：市全域】

保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外において保育所や認定こども園などで保育を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

これまでの利用実績を踏まえ、平均利用児童数がおおよそ200人であることから、量の見込みを算定しています。また、量の見込みについても、各施設において受け入れ体制を確保できるように支援を行います。

(単位：人)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	200	200	200	200	200
確保方策	200	200	200	200	200

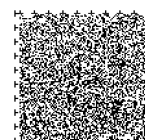
※法第59条第2号に規定する事業の「実利用人数」を記載しています。

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業【病児・緊急対応強化事業】【提供区域：市全域】

病児・病後児保育について、保育所などに附設された専用部屋において看護師等が一時的に保育を行う事業及び病児・病後児等の預かりを実施するファミリー・サポート・センター事業です。

【量の見込み・確保方策】

病児保育事業については、令和元年度現在市内で1施設において病後児保育を実施しています。施設での提供体制が1日4名であるため、開設日数が年間おおよそ250日であることから、年間受け入れ体制を1,000人日とし、施設の運営維持に対し支援していきます。



(単位：人日)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保方策	病児保育事業	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0

※法第59条第11号に規定する事業などの「延べ利用人数」を記載しています。

※病後児保育とは、児童が病気の回復(治癒)期であり、集団保育が困難な期間に保育することをいいます。

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【提供区域：小学校区】

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

令和2年度の放課後児童クラブの利用希望申請数を基に、全体の児童数と利用希望児童数の割合を算出し、令和3年度以降の人口推計を乗じて各年度の利用希望児童数を見込みました。

【確保方策】

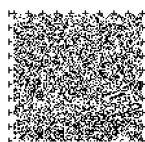
事業の実施策として、公立施設(小学校の余裕教室及び市立の学童保育室)及び民間施設で提供体制を確保します。

また、国の放課後こども総合プランによる放課後こども教室(地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習など交流活動を行う事業)との連携を図ります。

(単位：人)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	合計	791	743	721	695	667
	1年生	161	152	152	144	137
	2年生	138	133	126	126	119
	3年生	160	145	143	135	135
	4年生	125	127	116	114	108
	5年生	114	106	107	98	97
	6年生	93	80	77	78	71
確保方策		791	743	721	695	667

※法第59条第5号に規定する事業の「実利用人数」を記載しています。

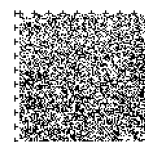


【確保方策の内訳】

小学校区別の量の見込みと確保方策（放課後児童健全育成事業）

			R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の 見込み	高麗小学校区	低学年	35	33	32	31	30
		高学年	26	24	24	23	22
		計	61	57	56	54	52
	高麗川小学校区	低学年	154	145	140	135	129
		高学年	83	78	76	73	70
		計	237	223	216	208	199
	高萩小学校区	低学年	91	86	83	80	77
		高学年	76	71	69	67	64
		計	167	157	152	147	141
	高根小学校区	低学年	46	43	42	40	39
		高学年	40	38	36	35	34
		計	86	81	78	75	73
	高萩北小学校区	低学年	101	95	92	89	85
		高学年	81	76	74	71	68
		計	182	171	166	160	153
武蔵台小学校区	低学年	32	30	29	28	27	
	高学年	26	24	24	23	22	
	計	58	54	53	51	49	
全小学校区の合計	低学年	459	432	418	403	387	
	高学年	332	311	303	292	280	
	計	791	743	721	695	667	
確保 方策	高麗小学校区		61	57	56	54	52
	高麗川小学校区		237	223	216	208	199
	高萩小学校区		167	157	152	147	141
	高根小学校区		86	81	78	75	73
	高萩北小学校区		182	171	166	160	153
	武蔵台小学校区		58	54	53	51	49
	全小学校区の合計		791	743	721	695	667

※小学校区別の「量の見込み」は、令和2年度における各校区の利用児童数の割合（全校区の利用児童数に対する割合）により、低学年、高学年ごとに算出しています。



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【提供区域：市全域】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【方向性】

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた本事業は計画期間において、その実施の必要性について検討をしていきます。

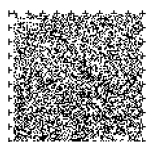
(13) 多様な主体が参入することを促進するための事業【提供区域：市全域】

特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【方向性】

これまでに、地域型保育事業所3園が開園され、平成30年度には幼稚園1園の認定こども園への移行が行われ、令和2年度にはもう1園認定こども園へ移行されます。

今後も、適切な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を支援していきます。



第6章 今後重点的に実施していく子ども・子育て支援に関する施策の取組

1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

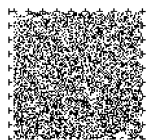
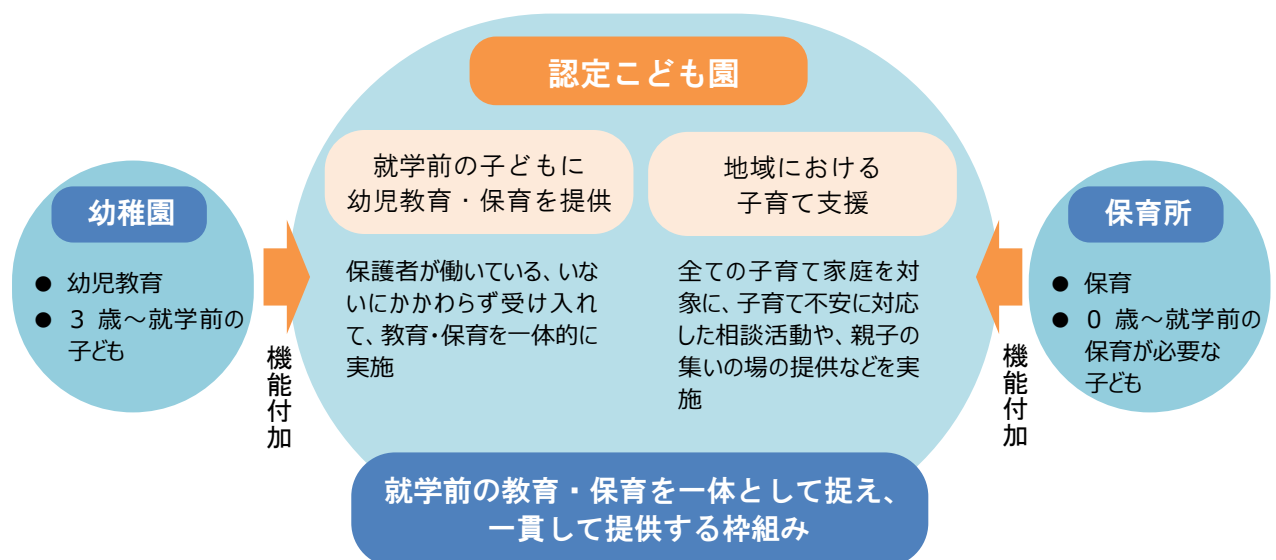
認定こども園は、幼稚園と保育所の制度の枠組みを越えて、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。

満3歳以上の子どもにとっては、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、子どもを柔軟に受け入れることができるため、通い慣れた園を継続して利用することができます。また、地域において必要とされている子育ての支援を行うなど、園に通っていない子どもの家庭も子育て相談や親子の交流の場として利用できます。

認定こども園の普及により、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となります。その中で幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として教育・保育の提供ができます。

本市では、令和元年現在、1園の幼保連携型認定こども園があり、令和2年度からは1園が認定こども園に移行します。

また、幼稚園教諭と保育士との合同研修等について、県と連携して、公私立の認定こども園・幼稚園・保育所に情報提供をすることにより、参加の機会を拡大し、幼保の交流を推進します。



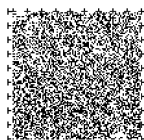
（２）質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割等及び推進方策

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。子どもたちは、生活や遊びの中でさまざまな体験をし、社会で生きていくための基本となることを会得していきます。乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差も大きくなっています。

この重要な乳幼児期の育ちに影響を与える幼稚園、保育所などで実施される教育・保育の役割は大きく、「子どもの最善の利益」を第一に、次代を担う子どもの育ちと学びを保障していくことが重要です。そのため、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要となってきます。

本市では、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。具体的には、〈１〉認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）、〈２〉地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ります。

また、国や民間企業とも連携して、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（企業主導型保育事業）により、更なる保育の受け皿体制を進めていきます。



日高市主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など 共通の財政支援 〕

施設型給付

認定こども園 0～5 歳

幼保連携型

※幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育園型

地方裁量型

幼稚園 3～5 歳

保育所 0～5 歳

※私立保育所については、児童福祉法第 24 条により市町村が 保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔 地域の実情に応じた 子育て支援 〕

地域子ども・ 子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ

- 妊婦健診
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

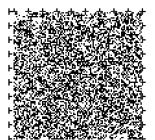
国主体

〔 仕事と子育ての 両立支援 〕

仕事・子育て 両立支援事業

- 企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援 (整備費、運営費の助成)

- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

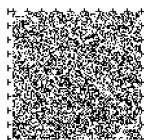


(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携並びに 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策

質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援を提供するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うためには、市と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携、協力しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携も必要になってきます。

- 特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行っていきます。
- 地域型保育事業を実施する場合は、その利用対象が少人数の満3歳未満児であるため、地域型保育事業者は、利用乳幼児が満3歳以上になっても、引き続き適切に質の高い教育・保育が継続的に提供されるよう、保育所、幼稚園又は認定こども園等との円滑な連携が可能となるよう、市が積極的に支援を行います。
- 子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育が円滑に連携し、体系的な教育が組織的に行われることは重要です。本市では、小学校単位で幼稚園教員、保育士及び小学校教員との相互交流や合同研修会を行うとともに、幼児と児童の様々な交流活動等を推進します。
- 保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、相互の連携を図っていきます。



(4) 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる成長の基礎を培う幼児期の教育及び保育の重要性を考え、子育て世代の経済的負担軽減や少子化対策等の観点などから取り込まれるものです。幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策です。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行います。特定子ども、子育て支援施設等に対して、施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことの無いよう給付の時期についても配慮していきます。

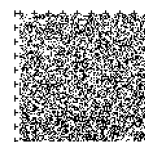
また、過誤請求・支払いの防止のため、認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設において取りまとめを行います。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県に対し、関係法令に基づく協力を求めながら連携して取り組んでいきます。

2 育児休業後の保育施設等の円滑な確保

「産後の休業及び育児休業明け」の年度の途中で保育所などの利用を望む保護者の希望に沿うことは、現代社会における仕事と子育ての両立に資するとともに、保護者にとっては、年度当初の入所を考慮して育児休業の取得をためらったり、早めに育児休業を切り上げたりすることなく、休業満了時まで安心して家庭での子育てができることとなります。

これらを踏まえ、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設又は地域型保育事業が利用できるよう、可能な限り各施設又は事業者へ弾力的受け入れの協力を得ながら、育児休業期間中の保護者に制度の周知や施設の案内を行うなど、情報提供、相談支援等を行っていきます。



3 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止に当たっては、子どもの身近な場所で、子どもやその保護者に寄り添って切れ目のない継続的な支援を行っていくことが必要です。そのため、市では今後子ども家庭総合支援拠点を設置し、地域における子育て資源を活用し、実情の把握、情報の提供、専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行っていきます。

また、幼稚園・保育所・子育て総合支援センターなどの関係課所と警察・児童相談所などの関係機関との連携強化に努め、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めます。

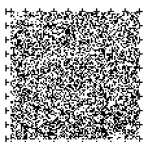
① 子どもの権利擁護

体罰とはどのようなことで、体罰を行わないにはどのようにすればよいのか、また、体罰や暴力が子どもにどれだけ悪影響を及ぼすのかが広く理解され、体罰によらない子育てが社会で広まるよう、子育て総合支援センター「ぬくぬく」や乳幼児健診の場、地域子育て支援センター「高根児童室」「くるみ」「ちきんえっく」、保育所、学校等を通じて、普及啓発活動を行います。

また、子ども（特に自分で危険を判断し対処することの出来ない年齢の子ども）を自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し、周知します。

② 児童虐待の発生予防・早期発見

児童虐待の発生予防、早期発見のため、妊娠中から産後の初期段階に支援を必要とする産婦への支援を行います。あわせて、乳幼児健康診査の未受診者及び受診後の経過観察等が必要な者、未就園の子どもや不就学等の子どもに関する適時な安全確認を行います。乳幼児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児に支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じ、養育訪問支援事業等の適切な支援につなげていきます。



また、児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図り、地域における相談窓口として子育て支援拠点などの周知を徹底し、相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努めます。支援を必要とする妊婦、児童等を発見した医療機関や学校、福祉関係者等と市が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制を維持します。

③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

相談支援体制を強化するため、児童に関する相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点を整備します。

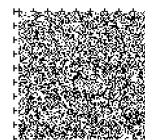
地域の関係機関の連携を強化するため、幅広い関係機関の参加のもと、定期的に虐待に関する情報交換、事例の把握、支援内容の検討を行う「日高市要保護児童対策地域協議会」（以下「協議会」という）の取組を強化していきます。

協議会においては、子どものおかれた状況を含めた個別ケースに関して、その状況やアセスメントの情報共有、支援を行うとともに、それらの状況を定期的に確認します。こうした進行管理は、要保護児童対策調整機関（日高市福祉事務所）が適切に行います。協議会の効果的な運営並びに虐待相談対応における組織的な対応と適切なアセスメントを確保するため、日高市福祉事務所の職員が埼玉県の実施する研修会に積極的に参加し、資質の向上を図ります。

また、孤立した子育てによって、虐待につながる事のないよう、子育て総合支援センター「ぬくぬく」や乳幼児健診の場、地域子育て支援センター「高根児童室」「くるみ」「ちきんえっぐ」の利用を促進するなど、子育て支援サービス等の地域資源の充実を図ります。

加えて、転居ケース等における情報の共有や引継ぎを、児童相談所・市町村において効率的・効果的に行い情報共有を進めます。

さらに、虐待の防止に専門性や権限を要する場合の連携として、埼玉県川越児童相談所や埼玉県飯能警察署に適切に助言を求め、相互に協力して重大事案の発生防止に努めます。

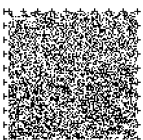


④ 社会的養護施策との連携

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。また、子どもの意思意見を尊重することが求められます。

虐待を原因として養護を必要とする児童の保護に当たっては、児童養護施設との連携や、児童家庭支援センター（シャローム）の活用を通じて、児童相談所等との連絡調整を総合的に行います。

児童虐待における社会的養護においては、専門施設（乳児院や児童養護施設）での保護のみならず、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制を整備することも必要です。このため、埼玉県が保護の必要な児童の養育を登録里親に委託する「里親制度」の普及を促進し、地域の里親の開拓や地域の里親支援につながる広報・啓発等を埼玉県との連携により実施していきます。この他、埼玉県川越児童相談所、一般社団法人埼玉県里親会川越支部「はつかり会」と連携し、地域の里親の支援を行います。



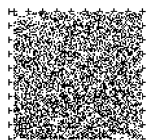
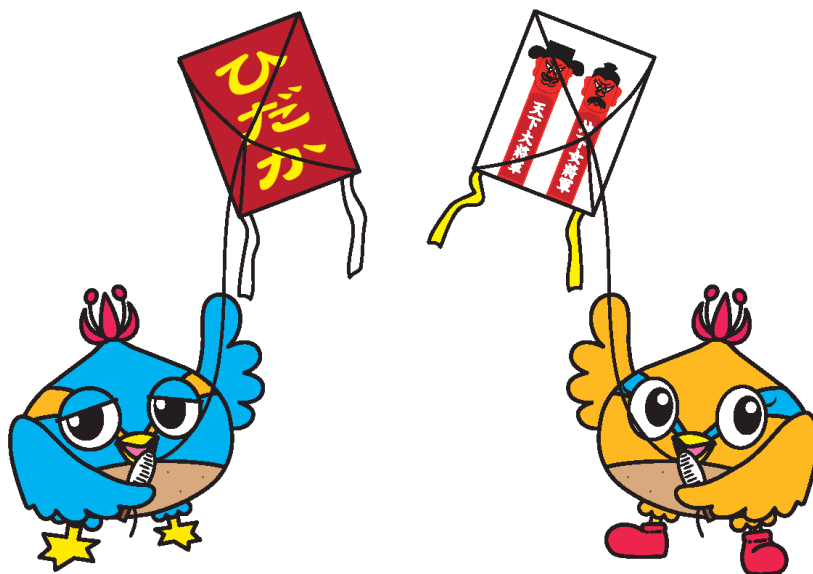
4 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭は、子育てをするうえで経済的な支援が必要であるなど、多くの問題を抱えています。このため、母子家庭及び父子家庭への自立支援は、就業支援、生活・子育て支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施していくことが重要です。

母子家庭及び父子家庭の生活の自立支援を充実させるため、「母子・父子自立支援員」を市役所窓口にて専任で設置します。この「母子・父子自立支援員」が母子家庭の母や父子家庭の父から電話や面接による相談を受けて、日頃の抱えている悩みを一緒に考え、ハローワークや西部福祉事務所などの関係機関と連携し解決の手助けをします。

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

このほか、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるようにするため、埼玉県との共同により、ひとり親家庭等の児童とその母、父又は養育者に対し、医療費の一部を支給します。支給に際しては、窓口払いの一時的負担を軽減するため、本市の指定する医療機関等で医療を受けた場合は、現物給付を実施しています。



5 障がい児施策の充実等

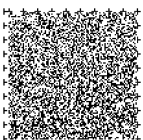
障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするためには、発達段階に応じた継続的な支援が求められます。このため、地域の専門施設や関係機関との連携により、乳幼児期からの切れ目のない支援を身近な場所で受けることのできる体制の構築が必要となります。

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、障がいの早期発見・治療のための取組として、乳幼児の健康診査等において、小児科医や言語聴覚士、臨床心理士などによる、心身の発達に特性がある子どもの発育発達相談を実施します。

発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばします。子どもが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、専門機関の協力を得ながら保育所等の巡回指導体制を充実させ、就学に向けて必要な支援を行います。また、乳幼児期の早期から発達相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等の関係者と保護者が、必要な支援等について共通理解を深め、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

医療的ケアが必要な障がい児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、県と連携し、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

また、発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知も必要であり、家族が適切な子育てを行えるよう関係機関との連携を密にしながら、支援体制の充実を図っていきます。



6 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、継続就業を図るため、仕事と家庭の両立支援策を重点的に推進する必要があります。このため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備することを目的として、休業や短時間勤務制度、所定外労働の制限等の制度の普及啓発を図っていきます。

本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方に関し、次の啓発活動を実施します。

① 子育てに関する男女共同参画の推進の観点からの啓発活動

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が共同して家事や育児に参加できるよう、市民や事業所、団体を対象に男女共同参画に関する講座を開催するなど、広く意識啓発を図ります。

② 職場環境の改善の観点からの啓発活動

市内の事業所を対象に、商工会会報等を活用し、父親の育児休業や子ども看護休暇などの法律上の制度を周知するとともに、啓発を図ります。

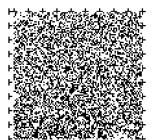
③ 労働者・事業主の意識改革の観点からの啓発活動

労働者や事業主に対し、多様で柔軟な働き方を構築し、又は選択することができるよう仕事と生活の調和の実現に向けての啓発を図ります。

(2) 仕事と子育ての両立のための就労支援

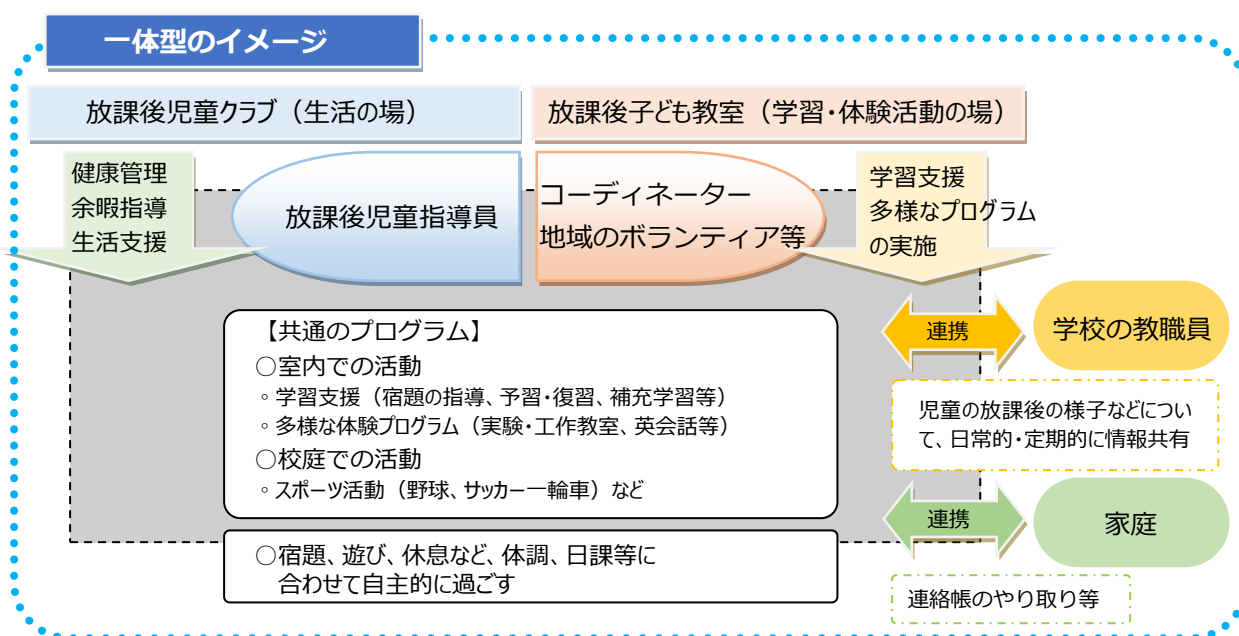
保育及び放課後児童健全育成事業の充実や、ファミリー・サポート・センターの充実等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開していきます。

子育てにより働きに出られない内職希望者に対し、求職の受付や相談、あっせんを行います。また、就業相談を含めた相談事業を検討します。毎週発行される「ハローワーク飯能求人情報」を市ホームページや庁舎1階ロビーに掲示します。



7 「新・放課後子ども総合プラン」に関する体制の確保

本市では、共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学校施設を徹底活用して、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型を中心とした取組を推進していきます。

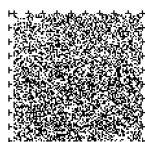


放課後子ども教室の実施計画

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
開設校数（校）	6	6	6	6	6
教室開設日数（日）	60	60	60	60	60
参加者数（人）延べ	3,932	3,756	3,640	3,524	3,373

（1）放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的連携による実施

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を同一の小中学校内等で実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものです。



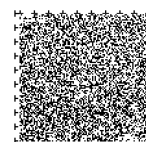
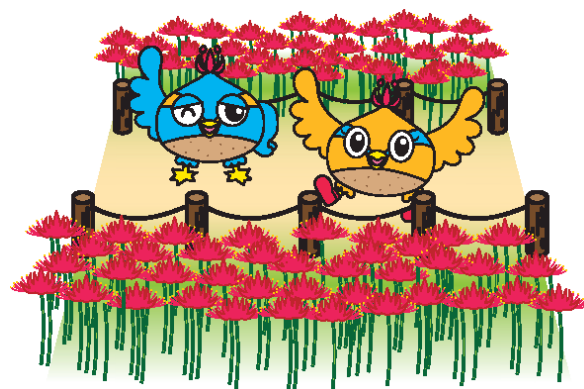
放課後児童クラブの児童の生活の場を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できる環境整備に配慮します。放課後子ども教室を定期的を実施する場合は、放課後子ども教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主体的な参加を促すよう配慮していきます。

全ての児童と一緒に参加できる共通のプログラムについては、放課後子ども教室の実行委員会のコーディネーターが中心となって、地域にある様々な教育資源を幅広く活用し、学校での学びを深めたり広げたりする学習や、文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動等、児童の興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラム、低学年だけでなく高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実させていきます。

（２）小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議します。

また、各学校の余裕教室等の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子ども教室関係者等の関係者間の理解を深めつつ協議を行います。



(3) 教育委員会と福祉部局の具体的な連携

教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりを進めます。

(4) 特別な配慮を必要とする児童への対応

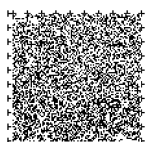
放課後児童クラブや放課後子ども教室では、障がいのある児童や日本語能力が十分でない児童等、特別な配慮を必要とする児童が活動を希望することもあることから、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるように努めます。

特別な配慮を必要とする児童の利用を推進するに当たっては、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して適切に対応を行います。

(5) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの役割の向上

放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくため、児童や保護者、地域のニーズに応じて、開所時間の延長支援を検討するなど、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動も含め、柔軟に対応していきます。

各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進するため、保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有したり、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、普及啓発その他必要な措置を講じます。



第7章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

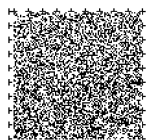
また、計画に定めた子育て支援に係る事業などの施策の浸透を図るため、広報を積極的に行っていきます。

2 計画の点検・評価などの進捗管理

本計画に定めた施策の推進に向けて、点検・評価などを行い、必要に応じて修正、改善を図ることが大切です。

点検・評価にあたっては、子ども・子育て支援法に定める審議会（市町村版子ども・子育て会議）の役割を担う「日高市児童福祉審議会」において計画の進捗管理を行い、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価を行っていきます。

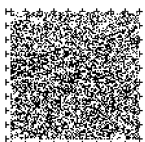
また、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画に定める量の見込み等が大きく変動する場合には、計画期間の中間年である令和4年度を目安として、計画の見直しを行います。



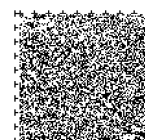
資料編

1 計画策定の経緯

期 日		主 な 内 容 等
平成30年度	平成30年 11月2日	平成30年度 第2回 日高市児童福祉審議会 ・子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査項目の検討について ・委員（市民公募による子育て当事者）の委嘱
	12月3日 ～12月14日	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査実施 （就学前児童・幼稚園園児・学童保育室利用者）
	平成31年 2月15日	日高市福祉計画検討委員会 ・子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査実施について ・今後のスケジュールについて
	3月20日	平成30年度 第3回 日高市児童福祉審議会 ・子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果の報告 ・今後のスケジュールについて
	3月20日	日高市福祉計画検討委員会（庁内メール） ・子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果の報告
令和元年度	5月23日	令和元年度 第1回 日高市児童福祉審議会 ・子ども・子育て支援事業計画の策定について
	7月26日	日高市福祉計画検討委員会（庁内メール） ・次世代育成支援行動計画の取扱い等（照会）について
	10月18日	日高市福祉計画検討委員会（庁内メール） ・第2期子ども・子育て支援事業計画／次世代育成支援行動計画 -第2期：後期計画-（素案）について
	10月31日	令和元年度 第2回 日高市児童福祉審議会 ・第2期子ども・子育て支援事業計画／次世代育成支援行動計画 -第2期：後期計画-（素案）について
	12月19日	令和元年度 第3回 日高市児童福祉審議会 ・第2期子ども・子育て支援事業計画／次世代育成支援行動計画 -第2期：後期計画-（素案）について （量の見込みと確保方策も含む）



項 目		主 な 内 容
令和2年度	2月1日 から2月21日	計画(案)に関する市民コメント募集 意見書提出者 12名 意見書 20件
	3月5日	日高市福祉計画検討委員会(庁内メール) ・計画(案)に対する意見照会について
	3月18日	令和元年度 第4回 日高市児童福審議会 ・市民コメントの結果について ・計画書について



2 日高市児童福祉審議会条例及び名簿

日高市児童福祉審議会条例

平成12年9月26日条例第41号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき児童等の福祉に関する事項を調査審議するため、及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき同項に規定する事務を処理するため、日高市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日条例第8号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

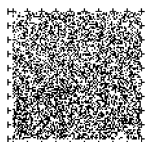
附 則 (平成25年10月1日条例第26号)

(施行期日)

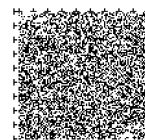
1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の日高市児童福祉審議会条例の規定により委嘱された委員は、改正後の日高市児童福祉審議会条例の規定により委嘱されたものとみなす。



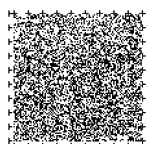
- 3 改正後の日高市児童福祉審議会条例の規定により委嘱された委員（前項の規定により委嘱されたものとみなされた委員を含む。）の任期は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。



日高市児童福祉審議会 委員名簿

(敬称略)

区 分	職 名	氏 名	備 考	
児童又は知的障がい者の福祉に関する事業に従事する者	委員長	関 根 美智子		
	副委員長	高 木 祥 子		
		野々宮 加代子		
		谷 口 めぐみ		
		相 澤 美智子		
学識経験のある者		北 田 文 子		
		荒 井 義 則		
		村 井 美 紀		
		金 井 健 治		
		新 井 由基夫		
市民（子育て当事者）		中 村 陽 子		
		成 田 美 鈴	平成30年7月 から	



3 日高市福祉計画検討委員会設置規程

日高市福祉計画検討委員会設置規程

平成18年3月27日訓令第2号

(設置)

第1条 日高市事務組織規則（平成17年規則第31号）第13条の規定に基づき、日高市福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる計画の策定及び見直しその他当該計画に係る必要な事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画
- (5) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画
- (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画

(組織)

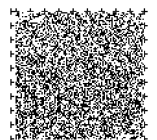
第3条 委員会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、福祉子ども部長の職にある者をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。



- 3 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に出席する委員を指名することができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、所掌事務に係る専門的事項を調査研究するため、別表第2に掲げる作業部会を置く。

- 2 作業部会の委員は、職員のうちから市長が任命する。
- 3 作業部会に、部会長及び副部会長を置き、作業部会の委員の互選により定める。
- 4 部会長は、作業部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

(関係職員の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係職員から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉子ども部生活福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

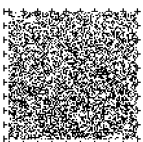
附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日訓令第2号抄)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日訓令第5号)



この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月8日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月24日訓令第1号）

この訓令中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日訓令第2号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日訓令第3号）

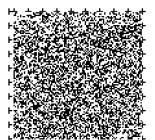
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月31日訓令第8号）

この訓令は、平成30年8月31日から施行する。

附 則（平成31年3月13日訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。



別表第1（第3条関係）

福祉子ども部長

健康推進部長

政策秘書課長

市政情報課長

財政課長

交通政策課長

総務課長

危機管理課長

税務課長

環境課長

産業振興課長

市民課長

生活福祉課長

障がい福祉課長

子育て応援課長

長寿いきがい課長

健康支援課長

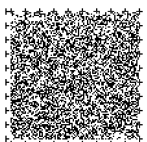
保健相談センター所長

建設課長

都市計画課長

学校教育課長

生涯学習課長



別表第2（第6条関係）

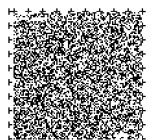
地域福祉計画策定作業部会

障害者・障害福祉・障害児福祉計画策定作業部会

高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定作業部会

次世代育成支援行動計画策定作業部会

子ども・子育て支援事業計画策定作業部会



日高市

第2期子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画 — 第2期：後期計画 —

— 子どもが まんなか 子育て応援団ひだか —

令和2年3月発行

発行／日高市

編集／日高市 福祉子ども部 子育て応援課

〒350-1292 日高市大字南平沢 1020 番地

電話 042-989-2111 (代表)

ホームページ <http://www.city.hidaka.lg.jp/>

